

法律にみる行政行為の取消・撤回の事由

乙 部 哲 郎

一 は じ め に

本稿は、行政行為の取消・撤回事由に関する法律規定をできるかぎり類型化して、紹介を試みようとするものである。⁽¹⁾なお、法律規定はほとんど「取消」の語を使い「撤回」の語は用いないから、以下でもつばら「取消」という。紹介の方法は、以下のごとくである。

第一に、まず、取消義務の事由を定めるもの、つぎに、取消または業務停止等を行うことができる事由を定めるもの、最後に、取消をすることができる事由を定めるものの順序でみることにする。

第二に、右の三者のそれぞれについて形式的に号数の少ない順に紹介することにする。法律の規定中には、とくに号数を設定せず、第〇条または第〇条第〇項の中で右の事由を掲げるものがあるが、これは基本的に一号として計算した。

第〇条第〇項各号等に掲げる事由は複数にわたることが多いが、この中から特徴的なものを中心に、しかも可能な限り形式的に法律が明示する許可・特許・認可・免許・指定・登録・承認・認定・認証等の順序に分類するように努めることにする。

第三に、右の事由に相当する許認可等をしてはならない（絶対的）欠格事由、許認可等をしてはいけないことができる相対的欠格事由、または、欠けることとなった許認可等の基準は、内容的には共通することが多く、以下では、原則として、この事由は掲げないで当該番号のみを記すこととする。⁽³⁾

(1) 行政行為の取消・撤回事由に関する法律規定の多くはインターネット「判例マスター」中の法令検索より得ることができ、このほか筆者が気づいた規定を加えた。施行令・施行規則等にも行政行為の取消・撤回事由に関する規定があるものもあるが、これらは省略した。筆者の不手際により見逃した法律規定も相当数あるのではないかと思われる。本稿に紹介の条文も、その後、改廃されたものもあるかもしれない。

(2) この事由の概要については、拙稿「行政行為の取消・撤回の事由——法律規定の分析・検討——」神院三二巻四号（本号）四頁以下。

(3) この事由・番号については、拙稿・注(2)八頁。

二 取消義務の事由を定めるもの

一 条項が一つ

1 許認可等の要件の欠落(1)——成年被後見人等

(1) 許可

あへん法四二条一項は、厚生労働大臣がけし栽培の許可を取り消すべき事由として、けし栽培者が一三条一号・三号(①・⑨)に該当するに至ったときを定める。

卸売市場法二五条一項は、農林水産大臣が中央卸売市場における卸売業務の許可を取り消すものとする事由として、卸売業者が一七条一項二号・四号(②・③・⑦・⑧)のいずれかに該当することとなったときを定める。同法六五条一項は、都道府県知事が地方卸売市場の開設許可または同市場における卸売業務の許可を取り消すべき事由として、五七条一項一号(③)に該当するに至ったとき、または、業務を行うのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときを定める。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律六条一項は、厚生労働大臣がこれらの医師による診療の許可を取り消すものとする事由として、三条三項各号(医師法三条・歯科医師法三条に規定する者、医師法七条二項・歯科医師法七条二項に基づく医業の停止命令に相当する外国法令による処分を受け、当該外国において医業を行うことができない者、外国法令上①に相当する者)を定める。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律三条四項は、入国審査官が外国人の上陸許可を取り消すものとする事由として、出入国管理及び難民認定法五条一項六号(麻薬及び向精神取締法で定める麻薬・向精神薬、大麻取締法で定める大麻、あへん法で定めるあへん等、覚せい剤取締法で定める覚せい剤等、または、あへん煙の吸食器具の不法所持者)に該当したと認めるときを定める。

出入国管理及び難民認定法一六条六項は、入国審査官が外国人上陸の許可を直ちに取り消すものとする事由と

して、五条一項各号（全一六号。感染症の患者・精神障害者・貧困者等・⑩など）の一に該当することを知らしめるときを定める。

(2) 認可

航空法一一一条の二は、国土交通大臣が共同経営協定・連絡運輸契約や運賃協定等の認可を取り消すべき事由として、前条二項各号（利用者の利益を不当に害さないこと、不当に差別的でないこと、加入・脱退を不当に制限しないこと、協定の目的に照らして必要最小限度であること）に適合しなくなつたと認めるときを定める。同旨、損害保険会社の共同行為の認可の取消や内容の変更について保険業法一〇三条。

森林法一〇条の一一の一五第一項は、施業実施協定の認可を取り消すものとする事由として、「認可をした後に」この協定の内容が一〇条の一一の第一項各号（法令違反でなく、森林の利用を不当に制限せず、市町村森林整備計画の達成に資すること）に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときを定める。農業振興地域の整備に関する法律一八条の一一第一項も、土地の区域設定に関する協定の締結等の認可につき、これに類似する。

(3) 免許

医師法七条一項は、医師が三条（①〔未成年者を含む〕のほか、目が見えない者、耳が聞こえない者または口がきけない者）に該当するときは、厚生労働大臣は「その免許を取り消す」という。

歯科医師法七条一項・薬剤師法八条一項は①（未成年者を含む）のみ、獣医師法八条一項はこのほか獣医師からの申請を、それぞれの免許を取り消すべき欠格事由として定める。

職業能力開発促進法二九条一項は、職業訓練指導員免許を取り消すべき事由として、二八条五項一号・二号（①・

⑩に該当するに至ったときを掲げる。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律八条一項は、狩猟免許を取り消すべき事由として、六条二号（精神病患者・知的障害者・癲癇病患者）・三号（⑨）に該当するに至ったときを定める。

電波法七五条は、総務大臣が無線局の免許を取り消すべき事由として、五条一項・二項または四項により免許を受けることができない者となったとき（原則として、日本国籍を有しない人、外国政府やその代表者、法人・団体の役員がこれらに該当する者、外国の法人・団体等）を定める。

労働安全衛生法七四条一項は、都道府県労働局長が衛生管理者等の免許を取り消すべき事由として、被免許者が七十二条二項二号（省令で定める者）に該当するに至ったときを定める。

(4) 指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律一九条の二第一項は、厚生労働大臣が指定医の指定を取り消すべき事由として、医師免許の取消または期間を定めた医業停止処分があったときを定める。

(5) 承認

薬事法七四条の二第一項は、厚生労働大臣が医薬品等の製造の承認を取り消すべき事由として、一四条二項各号（医薬品等の効能等・使用価値がなくなったこと、医薬品等として不相当として厚生労働省令に定める場合に該当するとき）のいずれかに該当するに至ったと認めるときを定める。

(6) 認定

不当景品類及び不当表示防止法一〇条三項は、公正取引委員会が公正競争規約の認定を取り消すべき事由として、前項各号（不当な顧客の誘引防止・公正競争確保のために適切であること、一般消費者・関連事業者の利益

を不当に害するおそれがないこと、不当に差別的でないこと、規約への参加・脱退を不当に制限しないこと）に適合するものでなくなったと認めるときを定める。

放送法五二条の二三によれば、総務大臣は、委託放送事業者が五二条の一三第一項五号（へを除く。日本国籍を持たない人、外国政府やその代表者、外国の法人・団体のほか、③④⑤）に該当するに至ったときは、その認定を取り消さなければならぬ。

2 許認可等の要件の欠落(2)——民法三四条の法人でないことなど

(1) 指定

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律三八条の二六第一項によれば、経済産業大臣は、指定試験機関が三八条の一六第三号(12)に適合しなくなったときは指定試験機関の指定を取り消さなければならぬ。

このほか、同旨のものがあるが、取り消すべき事由に相当する欠格事由や欠落の指定基準は、以下のような類型にまとめられる（なお、取消・業務停止等に共通の事由として、同種のもものが定められることも多い。後記一七、一二四頁以下参照）。

a ⑫を掲げるものに、いずれも指定試験機関について、エネルギーの使用の合理化に関する法律一二条の一七第一項・ガス事業法三六条の一三第一項・火薬類取締法四五条の一六第一項・高圧ガス保安法五八条の一五第一項・電気工事士法七条の一三第一項・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律八条の一三第一項。

b ⑫のほか、③を掲げるものに、指定調査機関について、国有林野の管理経営に関する法律六条の一五第一項。

c ⑫のほか、③・⑤を掲げるものに、指定講習機関について、道路交通法一〇八条の一一第一項。

d ⑫のほか、③・⑦を掲げるものに、指定試験機関 Ⅱ 氣象業務法二四条の一六第一項・行政書士法四条の一四第一項・建設業法二七条の一四第一項・建築士法一五条の一四第一項・消防法一三条の一八第一項・水道法二五条の二四第一項・宅地建物取引業法一六条の一五第一項・電気通信事業法六六条一項・道路運送法四五条の一第一項、指定資格検定機関 Ⅱ 建築基準法七七条の一五第一項、指定情報処理機関 Ⅱ 住民基本台帳法三〇条の二五第一項、指定検査機関 Ⅱ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律三三条一項・鉄道事業法五二条一項、指定認定機関 Ⅱ 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律二三条一項、指定検定機関 Ⅱ 土地区画整理法一七条の一六第一項、指定調査機関 Ⅱ 薬事法二三条の一三第一項・郵便法七五条の一四第一項。

e ⑫のほか、③・⑦・⑮を掲げるものに、指定試験機関 Ⅱ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律三条の一七第一項・義肢装具士法三〇条一項・技術士法二四条一項・社会福祉士及び介護福祉士法二二条一項・柔道整復師法八条の一三第一項・一三条の七・浄化槽法四三条の一二第一項・精神保健福祉士法二二条一項・マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律二四条一項、指定登録機関 Ⅱ 救急救命士法二三条一項・言語聴覚士法二三条一項、指定講習機関 Ⅱ 浄化槽法四三条の二五第一項。

f ③・⑤を掲げるものに、指定検定機関 Ⅱ 氣象業務法三二条の一第一項、指定証明機関 Ⅱ 電波法三八条の一四第一項、指定機構確認機関等 Ⅱ 放射性同位元素等による放射線障害に関する法律四一条の六第一項・四一条の九第三項・四一条の一八・四一条の一九第三項、指定試験機関 Ⅱ 労働安全衛生法七五条の一第一項。

g ③・⑦を掲げるものに、指定検定機関 Ⅱ 消防法二一条の五七第一項、指定登録機関 Ⅱ 絶滅のおそれのある

野生動植物の種の保存に関する法律二六条三項。

h ①（未成年者を含む）③・⑤を掲げるものに、建築基準法七七条の五一第一項（指定認定機関）、高齢者の居住の安定確保に関する法律二七条一項（指定登録機関）、住宅の品質確保の促進等に関する法律二二条一項（指定住宅性能評価機関）・四七条一項（指定住宅型式性能認定機関）・五九条一項（指定試験機関）。

i ①（未成年者を含む）③・⑤のほか、公務員として懲戒免職や建築士として免許取消を受け、その日から二年を経過しない者などを掲げるものに、指定確認検査機関について、建築基準法七七条の三五第一項。

(2) 登録

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一七条の四第一項・一九条の六の三第一項は、いずれも登録格付機関の登録について、③・④・⑧に相当するものを定める。

(3) 承認

建築基準法七七条の五五第一項（承認認定機関）、住宅の品質確保の促進等に関する法律五一条一項（承認住宅型式性能認定機関）、同六一条一項（承認試験機関）は、これらの機関の承認につき、いずれも①（未成年者を含む）③・⑤に相当するものを取り消すべき事由として定める。

電気通信事業法七二条の四第一項は、承認認定機関の承認について、前条第一項に定める外国における端末機器の検査等の資格を失ったとき、六九条二項一号・三号（③・⑤）に該当するに至ったときを定める。

3 命令違反

毒物及び劇物取締法一九条二項は、毒物・劇物の製造や輸入等の登録を取り消すべき事由として、前項の命令（設備が省令で定める基準に適合させるために必要な措置を命じうる）違反を定める。

4 不正取得

(1) 許可

商品取引所法一三六条の二七第一項は、主務大臣が取引の受託等の許可を取り消すべき事由として、商品取引員が不正の手段により許可を受けたときを定める。

(2) 免許

建築士法九条は、国土交通大臣または都道府県知事が一級・二級建築士、木造建築士の免許を取り消すべき事由として、虚偽・不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときのほか、七条二号(①)に該当するに至ったとき、本人から取消の申請があったときを定める。

(3) 登録

行政書士法六条の五第一項は、日本行政書士会連合会が行政書士の登録を取り消すべき事由として、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときを定める。同旨、弁理士法二三条一項。

博物館法一四条一項は、教育委員会が博物館の登録を取り消すべき事由として、博物館が一二条各号(博物館の目的達成のために必要な資料・職員・建物を有していることなど)に掲げる要件を欠くに至ったものと認められるとき、虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときを定める。

5 公共の福祉

鉱業法五三条は、経済産業局長が鉱業権の設定を取り消すべき事由として、鉱物の採掘により保険衛生上の障害、公共用施設の破壊、文化財等の保護に支障または産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときを定める。

6 他の行政庁の要求、相手方の申請・届出

住宅地区改良法三三条二項によれば、都道府県知事または市町村長等は、前項の規定による要求を受けたときは、処分取消・変更・停止または工事の中止・変更その他必要な措置を講じなければならない。同条一項は、国土交通大臣は、都道府県知事・市町村長等に対して、これらの者が行う処分・工事がこの法律・命令・処分に違反する場合に、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度で、処分取消・変更・停止または工事の中止・変更その他必要な措置を講ずべきことを要求できると定める。道路法七五条四項、都市再開発法一二六条三項、土地区画整理法一二六条二項にも同旨の定めがある。

道路交通法一〇四条の四第二項は、公安委員会が運転免許を取り消すべき事由として、相手方による取消の申請を定める。

薬事法七七条の二の五第一項は、希少疾病用医薬品・医療用具の指定につき、「前条の規定による届出があったとき」を取り消すべき事由とする。

7 要件事実の消滅

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法二〇条一項は、法務大臣は、特定外国の外国弁護士となる資格を失ったときは特定外国法の指定を取り消さなければならないとする。

教育公務員特例法二〇条の五第二項は、任命権者が大学院修学許可を取り消すべき事由として、退学その他政令で定める事由に該当すると認めるときを定める。

漁業法三八条一項は、都道府県知事が漁業免許を取り消すべき事由として、被免許者が免許についての適格性を有しなくなったことを定める。

公害健康被害の補償等に関する法律九条は、都道府県知事が当該疾病は大気汚染の影響による旨の認定を取り消すものとする事由として、この疾病が治癒したと認めるときを定める。

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律七条四項は、組合専従許可が取り消されるものとする事由として、組合業務にもつばら従事するものでなくなったときを定める。同旨、国家公務員法一〇八条の六第四項、地方公務員法五五条の二第四項。

国税徴収法一五四条一項は、滞納処分執行停止を取り消すべき事由として、執行停止後三年以内に滞納処分をできる財産がないときなどの要件が欠けるに至ったときなどを定める。同旨、地方税法一五条の八第一項。

国税通則法三〇条三項は、税務署長による更正・決定を取り消すべき事由として、他の税務署長に申告書が提出またはすでに決定済みであることを定める。

国家公務員の育児休業等に関する法律六条二項は、任命権者が育児休業の承認を取り消すべき事由として、育児休業に係る子を養育しなくなったこと、その他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときを定める。

8 その他

鉱業法五二条は鉱業権の設定等の許可につき処分庁側の錯誤訂正、商品取引所法一三五条四項は商品取引員の取引受託等の許可につき、投資信託及び投資法人に関する法律二一六条二項は投資法人の登録につき、いずれもその純資産額が一定期間内に基準額以上とならなかったとき（後者はこの旨の通告を受けたことが前提条件）、水産資源保護法一〇条一項は漁業許可につき許可を受けている漁船の数が定数超過のとき、特定多目的ダム法二四條は流水占用権設定の許可につき従前どおりの流水の占用を認めることができなるときを、それぞれ取り消すべき事由として定める。

9 侵益的行政行為の取消・撤回

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律九条一項は、管理を命ずる処分が必要がなくなったと認めるとき、処分の取消を内閣総理大臣に義務づける。同旨の事由を掲げるものに、農水産業協同組合貯金保険法八四条一項、保険業法二四八条一項、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律六条一項・一〇条一項、預金保険法七五条一項がある。

船員法一〇一条三項は、国土交通大臣が同法等違反を是正するために必要な措置命令に従わない場合の船舶航行の停止等の処分を直ちに取り消すべき事由として、命令を発することができる事実がなくなったと認めるときを定める。

電波法一〇二条の八第三項は、総務大臣は建築主に高層部分に関する工事を行ってはならない旨を命じた場合に、建築主と無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、重要無線通信の障害原因とならない旨の通知を受けたときは、遅滞なく当該命令を撤回しなければならないとする。

道路運送車両法五四条三項は、前項の処分（保安基準に適合させるための命令に従わず、当該自動車保安基準に適合しない状態にあるときは、その使用停止または使用方法・経路を制限することができる）に係る自動車が保安基準に適合するに至ったときは、直ちに当該自動車の使用停止等の取消を国土交通省地方運輸局長に義務づける。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律八条三項は、公安委員会が指定暴力団の連合体としての指定を取り消すべき事由として、別に指定暴力団として指定されたことを定める。

二 号数が二つ

1 認可

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律二一条は、生活衛生同業組合が作成した適正化規程の認可を取消・変更すべき事由として、規程内容が九条三項各号（加入・脱退の不当制限はないが、このほかは航空法二一条の二の場合と同じ）の二に該当するに至ったと認めるとき（一項）、前項の規定に基づく変更命令に従わないときを定める（二項）。

2 指定

看護師等の人材確保の促進に関する法律一九条一項は、都道府県知事が都道府県ナースセンターの指定を取り消すべき事由として、その行う業務に関して職業安定法三三条一項に基づく職業紹介事業の許可を取り消されたとき（一号）、許可の有効期間の更新を受けていないとき（二号）を掲げる。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律八条二項は、公安委員会が指定暴力団等の指定を取り消すべき事由として、解散その他の事由により消滅したとき（一号）、三条各号・四条各号のいずれかに該当しなくなると明らかに認められるとき（二号）を定める。

3 登録

精神保健福祉法三二条一項は、精神保健福祉士の登録を取り消すべき事由として、三条各号（第四号を除く。①・③）のいずれかに該当するに至った場合（一号）、虚偽・不正の事実に基づいて登録を受けた場合（二号）を定める。

4 認定

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法一五条一項は、国土交通大臣が計画の認定を取り消すべき事由として、認定事業者が宅地開発事業を廃止したとき（一号）、認定事業者が四条一項一〇号（申請者が宅地建物取引業法三条一項の免許を受け、かつ、宅地開発業者としての実績等により当該宅地開発事業を誠実に遂行すると認められる者、都市基盤整備公団、その他の政令で定める者であること）に該当しないものとなつたとき（二号）を定める。

5 決定

身体障害者福祉法一七条の八第一項は居宅支給決定、同一七条の一三第一項は施設支給決定を取り消すべき事由として、その必要がなくなつたと認めるとき（一号）、他の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（二号）を定める。

三 号数が三つ

1 認可

投資信託及び投資法人に関する法律四一条一項は、投資信託委託業・投資法人資産運用業の認可の取消を内閣総理大臣に義務づける事由として、九条二項一号〜四号のいずれかに該当することとなつたとき（一号）、および、「認可当時」九条二項一号〜五号のいずれかに該当していたことが判明したとき（二号）、不正取得（三号）を定める。九条二項は、認可の欠格事由として全八号を定めるが、一号〜四号は、株式会社でない者のほか、③・④・①に相当する事由を定め、同五号は申請の日前五年以内に投資信託委託業等に関して著しく不適当な行為をした者を掲げる。

2 免許

道路交通法一〇四条の二の二は、初心運転者の能力をみるための再試験の結果、運転に必要な能力を現に有しないと認めるとき（一項）、この再試験を受けないとき（二項・四項）、運転免許の取消を公安委員会に義務づける。

3 登録

建築士法二六条一項は、都道府県知事が建築士事務所の登録を取り消すべき事由として、虚偽・不正の事実に基づいて登録を受けたとき（一号）、一三条の四第一項各号（②・④・⑥）に該当するに至ったとき（二号）、二三条の六の届出がなくて同条に所定の廃業等の事実があることが判明したとき（三号）を定める。

測量法五七条一項は、国土交通大臣が測量業者の登録を取り消すべき事由として、不正取得（一号）、五五条の九第一項に基づく届出がなくて同項各号の一に該当する事実（死亡・法人の解散・業務の廃止）が判明したとき（二号）、五五条の九第二項に基づく届出がなくて五五条の六第一項一号・三号・六号の一に該当する事実（②・③・⑤・⑥のほか、営業所ごと）に測量士を置かない）が判明したとき（三号）を定める。

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律六五条二項は、国土交通大臣によるマンシヨン管理者の登録を受けている者で管理業務主任者証の交付を受けていない場合の登録の取消義務の事由として、五九条一項各号（第五号を除く。①・④・⑧）までのいずれかに該当するに至ったとき（一号）、偽りその他不正の手段による取得（二号）、管理業務主任者としてすべき事務を行った場合であつて情状が特に重いととき（三号）を定める。同法八三条は、マンシヨン管理者の登録の取消義務の事由として、四七条一号・三号・五号・八号（①・③・⑤・⑥・⑧）のいずれかに該当するに至ったとき（一号）、偽りその他不正の手段による取得（二号）、前条各号（一

年以内の業務停止の事由として、管理組合等に損害を与えたり公正を害したり、他の法令違反など)のいずれかに該当し状況が特に重いと、または、同条に基づく業務停止命令に違反したとき(三号)を定める。

四 号数が四つ

1 許可

割賦販売法二三条一項は、経済産業大臣が割賦販売業の許可を取り消すべき事由として、一五条一項二号・七号・八号(②・③・⑧・⑩)に該当することとなったとき(一号)、経済産業大臣による割賦販売契約を締結してはならない旨の命令があった日から六月以内に命令の取消がないとき(二号)、この命令違反(三号)、不正取得(四号)を定める。

2 登録

貸金業の規制等に関する法律三七条一項は、内閣総理大臣または都道府県知事が貸金業者の登録を取り消すべき事由として、六条一項一号または四号ノ八号まで(①・③・⑤・⑥)の一に該当するに至ったとき(一号)、登録を受けて引き続き貸金業を営んでいる場合で、営業所・事務所の設置場所の変更など新たに登録を受けるべき事実が発生しながらも、この登録を受けていないことが判明したとき(二号)、不正取得(三号)、前条各号の一に該当し状況が特に重いと、または、同条の規定による業務停止処分違反したとき(四号)を定める。「前条」すなわち三六条各号は一年以内の営業停止を命じうる事由として全九号を定めるが、この中には、本法のいくつかの条項違反などが含まれる。

司法書士法一五条一項は、日本司法書士会連合会による司法書士の登録の取消義務の事由として、業務の廃止

(一号)、死亡(二号)、司法書士となる資格を有しないことが判明したとき(三号)、五条各号(①〔未成年者を含む〕)③のほか、公務員として懲戒免職処分や業務禁止処分を受けた日から三年を経過しない者など)のいずれかに該当するに至ったとき(四号)を定める。同旨、土地家屋調査士法八条の六第一項。

弁護士法一七条は、弁護士登録の取消義務の事由として、六条一号・三号・五号(懲戒処分により除名・公務員として懲戒免職処分を受けた日から三年を経過しない者のほか、①・②・⑩)の一到該当するに至ったとき(一号)、弁護士より登録の取消請求があつたとき(二号)、退会命令・除名等(三号)、死亡(四号)を定める。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律六五条一項は、国土交通大臣による管理業務主任者の登録の取消義務の事由として、五九条一項各号(第五号を除く。①・④・⑧)のいずれかに該当するに至ったとき(一号)、偽りその他不正の手段により登録(二号)や、管理業務主任証の交付を受けたとき(三号)、前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いと、または同条第二項による事務の禁止処分に違反したとき(四号)を定める。

3 承認

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法一四条一項は、法務大臣による外国法事務弁護士承認を取り消すべき事由として、原資格国の外国弁護士となる資格を失ったとき(一号)、弁護士法六条一号・三号・五号の一到該当するに至ったとき(二号)、日本弁護士連合会による登録の拒絶(三号)・取消(四号)を定める。

4 認定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律一〇条の二第六項は、公安委員会が特例風俗営業者の認定を取り消すべき事由として、偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したこと(一号)、風俗営

業の許可の取消（二号）、この法律に基づく処分を受けたこと（三号）、第一項三号（法令・条例の遵守状況が優良なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合する者）に該当しなくなったこと（四号）を定める。

五 号数が五つ以上

1 許可

建設業法二九条一項は、国土交通大臣または都道府県知事が建設業の許可を取り消すべき事由として全七号を定める。すなわち、一般建設業者は七条一号・二号、特定建設業者は七条一号・一五条二号に掲げる基準を満たさなくなった場合（一号）、八条一号・七号・一一号のいずれかに該当するに至った場合（二号）、九条一項各号の二に該当する場合に、一般・特定建設業の許可を受けていないとき（二号の二）、許可を受けてから一年以内に営業を開始しないか、引き続き一年以上営業を休止した場合（三号）、一二条各号の二に該当するに至った場合（四号）、不正取得（五号）、前条一項各号の二に該当し、情状が特に重い場合、または、同条三項・五項に基づく営業停止処分に違反した場合（六号）。同法七条は許可基準を定め、常勤役員等に五年以上管理責任者としての経験を有する者か同等以上の者がいること、営業所に一定の資格を有する専任者をおくことなど、一五条二号も同様の資格を有する専任者をおくべきことを定め、九条一項各号は営業所の新設・変更、一二条各号は廃業等の届出義務、二八条一項各号は国土交通大臣または都道府県知事による必要な指示のための事由を定める。

積立式宅地建物販売業法四四条二項は、国土交通大臣・都道府県知事が積立式宅地建物販売業の許可を取り消すべき事由として全一一号を定める。内容的には、すぐ後にみる宅地建物取引業法六六条一項の場合とほぼ同旨のものに加えて、宅地建物取引業法の免許や建設業法の許可を取り消されたときなどを掲げる。欠格事由を定め

る五条一項一号(⑪)、六条四号(③)、六条六号イイハ(役員や政令で定める使用人中③・⑧に相当するものがあるとき)も取り消すべき事由のなかに含まれる。

2 免許

宅地建物取引業法六六条一項は、国土交通大臣または都道府県知事による宅地建物取引業の免許の取消義務の事由として全九号を定める。すなわち、五条一項一号・三号・三号の二(①)③に該当するに至ったとき(一号)、一般に欠格事由にあたる⑥(二号)、⑤(三号)、個人業者の場合、役員・政令で定める使用人中に、五条一項一号(三号)の二までの一に該当する者があるに至ったとき(四号)、免許を受けて引き続き宅地建物取引業を営んでいる場合で、事務所を設置場所の変更など新たに免許を受けるべき事実が発生しながらも、この免許を受けていないことが判明したとき(五号)、免許を受けてから一年以内に事業を開始しないか引き続き一年以上事業を休止したとき(六号)、一条一項に所定の届出がなくて、同項三号から五号までの一に該当する事実が判明したとき(七号)、不正取得(八号)、前条一項各号の一に該当し、情状が特に重い場合、または、同条二項・四項に基づく営業停止処分に違反した場合(九号)。

3 登録

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法三〇条一項は、日本弁護士連合会による外国法事務弁護士の登録の取消義務の事由として全五号を定め、死亡のほか、前記の(国内)弁護士の登録の取消義務の事由と同一のものを定める。

種苗法四二条一項は、農林水産大臣による品種登録の取消義務の事由として、特定条項違反の登録であることが判明したとき(一号)、三条一項二号(同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部で十分に類似し

ていること)・三号(繰り返し繁殖させたのちも特性の全部が変化しないこと)に掲げる要件を備えなくなったことが判明したとき(二号)、育成権者が育成権を共有できなくなったとき(三号)、登録料等の未納付(四号・五号)、正当な理由なく資料(六号)・登録品種の名称(七号)の提出命令に従わないときを定める。

三 取消または業務停止等に共通の事由

一 条項が一つ

1 この法律・命令・処分違反

(1) 許可等

卸売市場法四九条一項・二項は、農林水産大臣による中央卸売市場の開設許可・卸売業務の許可の取消または一年以内の業務停止等の事由として、開設者・卸売業者のこの法律・命令・処分違反を掲げる。

このほか、この法律・命令・処分違反を取消等の事由にするものに、古物営業の許可の取消または六月以内の営業停止につき古物営業法二四条(盗品等の売買等の防止や速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあることが前提)、労働者募集等の許可の取消または期間を定めての業務停止につき職業安定法四一条(労働者派遣法違反も含む)、毒物・劇物の製造・輸入業の登録や研究者の許可の取消または期間を定めての業務停止等につき毒物及び劇物取締法一九条四項、漁業等の許可や漁業等付随行為等の承認の取消または期間を定めての漁業等の停止につき排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律一三条一項(許可や承認の制限・条件違反も含む)がある。

(2) 免許・特許

漁業免許の取消または権利行使制限につき漁業法三九条二項、証券金融会社の免許の取消または六月以内の営業停止につき証券取引法一五六条の一一第一項、狩猟免許の取消または一年以内の免許停止につき鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律八条二項（狩猟に必要な適性を欠くときもあげる）、麻薬の製造・輸出入業等の免許の取消または期間を定めての業務停止につき麻薬及び向精神薬取締法五一条一項・二項（各項とも①（成年被後見人）・③・⑤・⑨、心身障害者に該当するに至ったときも含む）、陸上交通事業の「免許又ハ特許」の取消または業務停止（期間には触れない）につき陸上交通事業調整法一二条。

(3) 指定

覚せい剤取締法八条一項によれば、厚生労働大臣は覚せい剤製造業者、都道府県知事は覚せい剤施用機関・研究者について、この法律・処分・指定許可条件違反があるとき、または、三条一項三号（研究者について、覚せい剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚せい剤の使用を必要とする者）に掲げる資格がなくなったときは、それぞれの指定の取消または期間を定めて業務・研究の停止を命ずることができる。同法三〇条の三第一項は、覚せい剤原料の製造業者・輸出入業者・取扱業者・研究者の指定について、この法律・処分・指定許可条件違反があるときを定める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律一九条の二第二項は、厚生労働大臣による精神保健指定医の指定の取消または期間を定めての職務の停止の事由として、この法律・命令違反、職務に関し著しく不当な行為を行ったとき、そのほか指定医として著しく不相当と認められるときを掲げる。

道路運送車両法二六条二項は、国土交通大臣による自動車登録番号交付代行者の指定の取消または三月以内の事業停止の事由として、この法律・命令・処分違反を定める。

(4) 登録

農薬取締法一四條一項は、農林水産大臣による農薬の販売の制限・禁止（期間には触れない）または製造・輸入業者の登録の取消の事由として、この法律違反を掲げる。

2 許認可等の要件の欠落

(1) 許可

倉庫業法二二條は、国土交通大臣による倉庫証券の発行の許可の取消または六月以内の倉庫証券の発行停止の事由として、一三條三項二號(4)に該当することとなったとき、前條一號(この法律・処分・許認可条件違反)・三號(營業に關し不正な行為をしたとき)に該当するときは定める。

藥事法七五條一項も、医薬品等の製造・輸入等の許可の取消または期間を定めての業務停止の事由として、製造業者等がこの法律・藥事法令・これらに基づく処分違反を掲げるほか、同法六條二號・一三條二項三號・二八條三項二號・三〇條二項一號(各條項とも、①〔成年被後見人〕・③・④・⑨のほか、本法等や処分違反から二年を経過しない者、心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができなないものとして厚生労働省令で定めるもの)の規定に該当するに至ったときを掲げる。

(2) 免許

醫師法七條二項は、免許の取消または期間を定めての医業停止の事由として、醫師が四條各号(相対的欠格事由として、⑨・⑩のほか、心身の障害により醫師の業務を適正に行うことができなない者として厚生労働省令で定めるもの、医事に関し犯罪・不正行為があつた者を掲げる)のいずれかに該当し、または、醫師としての品位を損するような行為のあつたときを定める。

a 取消等の事由に相当する欠格事由も含めてまったく同一であるものとして、歯科医師法七条二項、歯科衛生士法八条一項、保健師助産師看護師法一四条一項・二項。

b 品位を欠くという事由はないが、そのほかは取消等の事由に相当する欠格事由も含めて医師法七条二項の掲げる事由とまったく同一のものとして、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律九条一項、義肢装具士法八条一項、救急救命士法九条一項、言語聴覚士法九条一項、視能訓練士法八条一項、柔道整復師法八条一項、薬剤師法八条二項、理学療法士及び作業療法士法七条一項。

c 品位を欠くという事由はなく、かつ、取消等の事由に相当する欠格事由中⑩を欠くものとして、歯科技工士法八条一項・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律八条一項。

d 品位を欠くという事由はなく、かつ、取消等の事由に相当する欠格事由中⑨・⑩を欠くものとして、診療放射線技師法九条一項。

e 品位を欠くという事由はなく、かつ、取消等の事由に相当する欠格事由として⑩のほか、業務に関し犯罪・不正行為があつた者を定めるものに、栄養士法五条一項・二項。

(3) 認定

産業活力再生特別措置法四条三項は、主務大臣による認定事業再構築計画の取消または変更の事由として、同計画が前条五項各号の認定要件のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときを定める。

3 特定法条・命令・条件違反

(1) 許可

化製場等に関する法律七条は、都道府県知事による化製場・死亡獣畜取扱所の設置許可の取消または期間を定

めての施設の使用の制限・禁止の事由として、前条の命令（公衆衛生上必要があるときは化製場・死亡獣畜取扱所の設置者や管理者に報告を求めたり、立入り・検査をすることができ）違反を定める。

興行場法六条は、都道府県知事による営業許可の取消または期間を定めての営業停止の事由として、興行場の構造設備が二条二項に基づく都道府県条例で定める基準（公衆衛生上必要な基準）に適合しなくなったとき、または、営業者が三条一項（換気・照明・防湿・清潔そのほか入場者の衛生に必要な措置を講ずべきこと）に違反したときを掲げる。

公衆浴場法七条一項は、都道府県知事による営業許可の取消または期間を定めての営業停止の事由として、許可条件違反や三条一項（換気・採光・照明・保温・清潔そのほか入浴者の衛生や風紀に必要な措置を講ずべきこと）違反を定める。

食品衛生法も都道府県知事による営業許可の取消または営業禁止や期間を定めての営業停止の事由として、二三条は、特定条項違反、二一条二項一号・三号（③・⑤）に該当するに至ったとき、許可条件違反を定め、同法二四条は、都道府県条例で定める基準に違反したときを定める。

(2) 認可

信用保証協会法三六条二項は、主務大臣による信用保証協会の設立の認可の取消または業務停止（期間には言及しない）・役員解任の事由として、前項の命令（法令・処分・定款・業務方法書違反等の場合に必要限度で業務停止・役員解任・定款等の変更その他必要な措置をとるべきことを命じうる）に従わなかったことを定める。

(3) 免許

道路交通法一〇四条の二の三第一項は、公安委員会による免許の取消または六月以内の免許停止の事由として、やむを得ない理由がある場合を除いて、公安委員会による臨時適性検査命令を受けた者がこの検査を受けないと認めるときを定める。

(4) 指定

道路交通法一〇〇条一項は、公安委員会による指定自動車教習所の指定の取消または六月以内での卒業・修了証明書の発行禁止の事由として、九九条の三第三項（教習指導員以外の者に教習を行わせないこと）などの規定の違反を定める。同法一〇〇条二項によれば、公安委員会は、卒業・修了証明書の発行禁止処分の違反の場合は指定自動車教習所の指定の取消または発行禁止期間の六か月以内の延長をすることができる。

(5) 登録

精神保健福祉法三二条二項は、精神保健福祉士の登録の取消または名称の使用の停止の事由として、三九条（信用損傷行為の禁止）・四〇条（秘密保持）・四一条二項（精神障害者に主治医があるときはその指導を受ける）違反を定める。

4 不正取得

特定物資の規制等によるオゾン層の保護に関する法律一六条三項は、特定物資の製造等の確認の取消または確認を受けた数量の削減の事由として、不正の手段により確認を受けたことを定める。

5 許可事項を許可を受けないでしたこと

工業用水法一三条は、都道府県知事による工業用水用の地下水採取の許可の取消または一年以内の採取停止の事由として、許可事項を許可を受けないで実行したことや許可条件違反を定める。

6 虚偽の記載

港湾運送事業法一六条の三第二項は、地方運輸局長による検数人等の登録の取消または一年以内の業務停止の事由として、前項の規定違反（不正な計算や虚偽の証明をしたことなど）を定める。

商品取引所法一三六条の四五第一項は、主務大臣による商品先物取引協会の設立の認可の取消または定款等の当該重要事項に係る部分の変更の事由として、申請書やその添付書類の重要事項について記載がないか虚偽の記載があることを発見したときを掲げる。

7 公益、公共の福祉

取消等が「公益上必要」（漁業免許につき漁業法二九条一項）、「公共の福祉の見地から必要」（墓地経営等の許可につき墓地、埋葬等に関する法律一九条）というものがある。

法令・命令や処分違反をも付加しつつ、相手方が「公益を（ヲ）害する（スル）行為」をしたとき（特許につき軌道法二七条一項、認可につき銀行法五二条の一五第一項・五二条の三四第一項・金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律八条・保険業法二七一条の一六第一項・二七一条の三〇第一項、免許につき銀行法二七条・信託業法一九条・担保附社債信託法一二条・無尽業法二五条）、取消等が「公益又は投資者保護のために必要かつ適当」であるとき（証券取引法七九条一項〔登録〕・七九条の一三第一項〔認可〕・一五五条一項一号〔免許〕）、取消等が「公益を保護するため、又は取引の信義則を確保するため必要かつ適当」であると認めるとき（商品取引所法一二一条一項一号〔認可〕）を定めるものもある。

8 必要と認めるとき

(1) 許可

海上交通安全法三〇条五項は、海上保安庁長官による航路やその周辺での工事等の許可の取消または停止（期間にはふれない）の事由として、許可条件違反、船舶交通の妨害の予防・排除のための特別の必要が生じたときを定める。

砂防法二九条は、国土交通大臣または都道府県知事による指定土地での一定行為をすることの許可の取消または原状回復等の事由として「必要ト認ムルトキ」を定める。

(2) 認可

商品取引所法一三六条の六〇第一項は、主務大臣による商品先物取引協会の設立の認可の取消または一年以内の業務停止や役員解任を命じるなどの事由として、この法律・命令・処分や定款等違反で、かつ、協会が協会員に対して必要な措置をとることを怠った場合において、取引の受託等の公正・円滑または委託者保護のために必要・適当であるときを掲げる。

(3) 登録

農薬取締法六条の三第一項は、農林水産大臣による製造業者・輸入業者がした農薬の登録の取消またはその変更の事由として、「第三条第一項第二号から第七号までの各号の一に規定する事態が生ずると認められるに至った場合において、これらの事態の発生を防止するためやむをえない必要があるとき」を定める。三条一項は、農薬の製造・輸入の登録の申請書の記載事項の訂正または当該農薬の品質改良を指示できる場合として、全一〇号を掲げる。このうち、当該農薬の使用により農作物等や人畜に被害が発生または発生するおそれがある場合が取消・変更事由に相当する。

(4) 承認（不承認）

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律三八条四項によれば、国土交通大臣は、造成工場敷地の適正な処分・管理を確保するため必要な限度で、造成工場敷地の所有権等の設定・移転に関する違法・不当な承認または不承認処分の取消または敷地処分の差止めをすることができる。同旨、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律二八条四項。

造成宅地等の所有権等の設定・移転の承認につき、新住毛市街地開発法四一条四項や流通業務市街地の整備に関する法律四四条四項なども、右と同旨の事由を定める。

9 警告・勧告違反

商工会議所法五九条一項は、経済産業大臣による商工会議所の設立の認可の取消または業務の一部停止の事由として、商工会議所の運営がこの法律・命令や定款違反または著しく不当であるときは警告を発し、それでも改善されないことを定める。商工会法五一条一項も、商工会の設立の認可についてまったく同じ定めである。

職業能力開発促進法七五条は、厚生労働大臣による中央職業能力開発協会の設立の認可の取消または業務停止（期間には触れない）の事由として、警告に代えて勧告をいうほかは、右とほぼ同旨である。

10 要件事実の消滅・変更

独占禁止法六六条一項は、公正取引委員会による金融業以外の大規模会社の株式保有等の認可・承認の取消または変更の事由として、認可・承認の要件である事実が消滅・変更したときを定める。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律一〇条一項・二項は、各省庁の長による補助金等の交付の決定の取消または内容・条件の変更のための事由として、天変地異等の事情変更により補助事業等を継続する必要がなくなった場合のほか政令で定める特に必要な場合を掲げる。ただし、補助事業等のうち、すでに経過した

期間に係る部分についてはこのかぎりではないとする。

11 その他

更生保護事業法五四条二項は、法務大臣による更生保護事業の認可の取消または停止（期間には触れない）等の事由として、更生保護法人の代表者等が事業により個人の営利を図ったことを定める。

質屋営業法二五条二項は、公安委員会による営業許可の取消または停止（期間には触れない）の事由として、複数の営業所中一つが取消・停止を命ぜられた場合に他の営業所について状況によっては同様の措置をとりうる。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律二六条一項は、公安委員会による営業許可の取消または六月以内の営業停止の事由として、法令またはこの法律に基づく条例違反で、善良の風俗・正常な風俗環境を害しまたは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、または、この法律に基づく処分・条件違反を掲げる。

12 侵益的行政行為の取消

独占禁止法六六条二項は、経済事情の変化等により当該審決を維持することが不当であって公共の利益に反すると認めるときは、その取消・変更をすることができるが、不利益変更は許されないと定める。

二 号数が二つ

1 この法律・処分違反

(1) 許可

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律三三条一項は、国土交通大臣による港湾・漁港管理者以外の廃油処理事業の許可の取消または六月以内の事業停止の事由として、この法律・処分違反(一号)、二二条一号・三号(③・⑤)に該当することとなったとき(二号)を定める。

貨物自動車運送事業法三三条は、国土交通大臣による一般貨物自動車運送事業の許可の取消または六月以内の業務停止の事由として、この法律・命令・処分違反や道路運送法八三条・九五条・八四条一項の処分や許可条件違反(一号)、五条各号(③)⑥のいずれかに該当するに至ったとき(二号)を掲げる。道路運送法八三条は有償による旅客の運送を禁止、同九五条は自動車の外側に使用者の氏名・名称等を表示すべきこと、同八四条一項は災害の救助その他公共の福祉を維持するための必要から一定の条件を定めて旅客・貨物の運送を命ずることができると定める。

関税法四八条一項は、税関長による保税蔵置場の許可の取消または期間を定めての保税蔵置場への搬入停止の事由として、この法律違反(一号)、四三条三号～七号(③)のほか、資力薄弱のため保税蔵置場の業務遂行のため十分な能力がないこと、保税蔵置場として不適当または利用の見込み・価値が少ないこと)に該当することとなったとき(二号)を定める。同法六二条の一四第一項は、税関長による総合保税地域の許可の取消または期間を定めての許可に係る行為等の停止の事由として、右とほぼ同旨であるが、取消等の事由に相当する欠格事由(六二条の八第二項(全六号))は独特の事由である。

気象業務法二二条は、気象庁長官による予報業務の許可の取消または期間を定めての業務停止の事由として、この法律・命令・処分・許可可条件違反(一号)、一八条二項一号・三号(③・⑤)に該当することとなったとき(二号)を定める。

商品取引所法二三六条の三第二項は、主務大臣による商品取引の受託の許可等の取消または六月以内のその停止の事由として、一二九条一項四号〜八号(③〜⑤)までの一に適合しなくなったとき(一号)、この法律・命令・処分・許可条件違反(二号)を定める。

(2) 認可

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律三九条一項は、内閣総理大臣による認可投資顧問業者の認可の取消または六月以内の業務停止の事由として、この法律・命令・処分違反(一号)、認可条件違反(二号)を定める。

2 一定期限までに開業等をしないこと

(1) 許可・認可

商品取引所法二二条一項は、主務大臣による商品取引所の設立許可・定款等変更の認可の取消または定款等の変更の事由として、正当な理由がないのに三月以内に商品市場を開設しないか引き続き三月以上商品市場での先物取引を停止したとき、または、一五条一項一号(取引所の設立が当該市場商品構成物品等の生産・流通を円滑にするため必要かつ適当であること)に掲げる要件に適合しなくなったとき(一号)、許可の申請書やその添付書類の重要な記載事項について虚偽の記載または記載が欠けていたとき(二号)を定める。

(2) 免許

金融先物取引法五三条一項は、公益または委託者保護のために必要かつ適当であると認める場合に(本文中に規定)、内閣総理大臣による金融先物市場の開設免許の取消または一年以内の業務停止・役員解任などの事由として、この法律・命令・処分・定款等違反または定款等の規則に定める「取引の信義則」違反の場合に、金融先物

取引所が必要な措置をとることを怠ったとき（一号）、右の免許や定款等の認可の取消または定款等の変更命令の事由として、正当な理由がないのに三月以内に金融先物市場を開設しないか引き続き三月以上金融先物取引を停止したとき（二号）を定める。

(3) 承認

薬事法七四条の二第三項は、厚生労働大臣による医薬品等の製造の承認の取消または承認事項の一部変更の事由として、再審査・再評価を受けなければならない場合に、期限までに資料等を提出しないか虚偽の資料等を提出したとき（一号）、正当な理由がなく引き続き三年間、医薬品等の製造・輸入をしていないとき（二号）を定める。

3 許認可を受けた事項を実施しないこと

航空法一九九条は、国土交通大臣による本邦航空運送事業の許可の取消または六月以内の事業停止の事由として、この法律・処分・許認可条件の違反（一号）、正当な理由がないのに許認可を受けた事項を実施しないとき（二号）を定める。

4 虚偽の報告・記載

社会福祉法七二条は、都道府県知事による社会福祉事業の営業許可の取消または事業停止（期間には触れない）などの事由として、特定条項違反、条件違反、要求に係る報告をしないか虚偽の報告、検査・調査の拒否・妨害・忌避、不当に営利を図ったこと（一項）、経営者が寄附金募集の許可条件違反または利用契約成立時の書面交付・誇大広告の禁止に違反したこと（二項）を定める。

宅地建物取引業法六四条一項は、国土交通大臣による指定保管機関の指定の取消または六月以内の事業停止の

事由として、法定の事業方法書によらないで手付金等保管事業を営んだとき（一号）、前条に違反して寄託金保管簿を備付・保存をせず、または、必要事項を記載しないか虚偽の記載をしたとき（二号）を定める。

5 非行等

(1) 免許

船舶職員法一〇条一項は、海技従事者の免許の取消または二年以内の業務の停止や戒告の事由として、この法律・命令違反（一号）、職務を行うに当り非行があつたとき（二号）を定める。

(2) 登録

証券取引法六四条の五第一項は、内閣総理大臣による登録外務員の登録の取消または二年以内の職務停止の事由として、二八条の四第九号イ〜へ（①・②・④・⑤）〔外国の法令上同様に取り扱われている者を含む〕など）までのいずれかに該当することとなつたとき、または、「登録の当時」六四条の二第一項各号（二八条の四第九号イ〜へまでに掲げる者、六四条の五第一項により外務員の登録を取り消され、取消の日から五年を経過しない者、登録申請者以外の証券会社や登録金融機関に所属する外務員として登録されている者）のいずれかに該当していたことが判明したとき（一号）、法令違反その他外務員の職務に関し著しく不適当な行為をしたとき（二号）を掲げる。

商品取引所法一三六条の九第一項は、主務大臣による登録外務員の登録の取消または二年以内の職務停止の事由として、本文中に不正取得を掲げるほか、二四条一項一号〜六号（証券取引法二八条の四第九号イ〜へまでの各号の事由にほぼ同じ）までの一に該当することとなつたとき（一号）、法令違反その他外務員の職務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき（二号）を定める。

(3) 証明

航空法三〇条は、国土交通大臣による航空従事者の技能証明の取消または一年以内の航空業務の停止の事由として、この法律・処分違反（一号）、職務を行うに当り非行・重大な過失があつたとき（二号）を定める。

三 号数が三つ

1 この法律・命令・処分・条件違反

(1) 許可

貨物運送取扱事業法二一条は、国土交通大臣による利用運送事業の許可の取消または三月（一部、六月）以内の事業停止の事由として、この法律・命令・処分・許認可条件の違反（二号）、五条各号（③）⑤のほか、国際貨物運送事業等の場合は、日本国籍を有しないもの、外国・外国の公共団体やこれに準ずるもの、外国の法令に基づき設立された法人等）のいずれかに該当するに至つたとき（一号）、第二種利用運送事業の許可を受けた者にあつては、貨物自動車運送事業法三三条により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消その他の処分を受けたとき（三号）を定める。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律八条は、国土交通大臣による食鳥処理業の許可の取消または六月以内の業務停止の事由として、この法律・命令・処分違反（一号）、五条一項一号・三号・四号（①〔成年被後見人〕・③・⑤）に該当するに至つたとき（一号）、許可条件違反（三号）を定める。

(2) 登録

倉庫業法二一条一項は、国土交通大臣による倉庫業者の登録の取消または六月以内の営業停止等の事由として、

この法律・処分・条件違反（一号）、六条一項一号～三号（③～⑤）までのいずれかに該当することとなったとき（二号）、営業に関し不正な行為をしたとき（三号）を定める。

著作権等管理事業法二二条一項は、文化庁長官による著作権等管理事業者の登録の取消または六月以内の業務停止の事由として、この法律・命令・処分違反（一号）、不正取得（二号）、六条一項一号（法人（人格のない社団を含む）でないもの）・二号（他の著作権等管理事業者と誤認させるような名称の使用）・四号（③）・五号（①～③・⑧）のいずれかに該当することとなったとき（二号）を定める。

(3) 認証

道路運送車両法九三条は、地方運輸局長による自動車分解整備事業の認証の取消または三月以内の事業停止の事由として、この法律・命令・処分違反（一号）、認証の条件違反（二号）、八〇条一項二号イ・ハ・ニ（③・⑤・⑥）に掲げる者となったとき（三号）を定める。

2 不正取得

(1) 許可・承認

海岸法一二条一項は、海岸管理者による許可の取消またはその条件変更、他の施設等の改築・移転等の事由として、七条一項（許可を受けないで海岸保全区域を占用）、八条一項（許可を受けないで土石の採取や施設の新設・改築、土地の掘削等）、八条の二第一項（海岸保全施設等を損傷・汚損）の規定に違反した者（一号）、七条一項・八条一項の許可条件違反（二号）、偽りその他不正な手段による取得（三号）を定める。

同旨のものとして、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律八条一項、漁港漁場整備法三九条の二第一項、地すべり等防止法二二条一項。

同旨ではあるが、詐欺その他不正な手段による取得をいうものに、開発保全航路内での占用等の許可の取消または工作物等の改築・移転等について、港湾法五六条の四第一項。

同旨ではあるが、不正取得をいうものに、事業許可の取消または期間を定めての事業停止について、石油パイプライン事業法一三条（ただし、取消等の事由に相当する欠格事由として③・⑤あり）、特定物資の製造数量の許可の取消または許可数量の削減について、特定物資の規制等によるオゾン層の保護に関する法律一六条一項。

右の一号・二号は特定の条項ではなくより包括的にこの法律・政令・条例とするものとして、河川法七五条一項、下水道法三八条一項、高速自動車国道法一一条の八第一項・道路法七一条一項、都市公園法一一条一項。

(2) 免許

電波法七九条一項は、総務大臣による無線従事者の免許の取消または三月以内の業務従事の停止の事由として、この法律・命令・処分違反（一号）、不正取得（二号）、四二条三号（著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者）に該当するに至ったとき（三号）を定める。

(3) 登録

貨物運送取扱事業法三二条は、国土交通大臣による貨物運送取扱事業者の登録の取消または三月以内の事業停止の事由として、この法律・命令・処分違反（一号）、不正取得（二号）、二六条一項一号〜四号（③〜⑤のほか、国際貨物運送事業等の場合は、日本国籍を有しないもの、外国・外国の公共団体やこれに準ずるもの、外国の法令に基づき設立された法人等）までのいずれかに該当するに至ったとき（三号）を定める。

登録の取消または六月以内の事業停止等の事由として、ほとんど同旨のものに以下のものがあるが、これを欠格事由別に類型化すれば次のようにならう。

a ③・⑧・⑩に相当するもののほか、定款・事業方法書・事業計画書の内容が法令違反または事業の適正な運営を確保するのに十分ではないことをいうものとして、保証事業会社の登録につき、公共工事の前払金保証事業に関する法律二二条二項。

b ①③⑧・⑩に相当するものにはほぼ同じであるほか、他の抵当証券業者の商号・名称と同一または誤認されるおそれのあるものを使うものとして、抵当証券業の登録につき、抵当証券業の規制等に関する法律二四一条一項。⑩を除くほかは、同旨のものに第三者型発行者の登録につき、前払式証券の規制等に関する法律二〇一条一項。

c ①③⑥・⑧にはほぼ相当するものとして、投資顧問業者の登録につき有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律三八条一項、旅行者の登録につき旅行業法一九条一項。

d 右の一号後尾に、保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるときを付加し、かつ、取消等の事由に相当する欠格事由を多数掲げるものとして、生命保険募集人・損害保険代理店等の登録につき、保険業法三〇七条一項。

e 右の一号に代えて、無届・虚偽の届出を掲げ、かつ、取消等の事由に相当する欠格事由として③・⑤・⑥・⑧などをあげるものに、解体工事業者の登録につき、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律三五条一項。

3 一定期間内に業務を開始しないこと

卸売市場法六五条二項は、都道府県知事による地方卸売市場の開設許可または同市場における卸売業務の許可の取消または一年以内の業務停止の事由として、この法律・命令・条例・業務規程違反（一号）、許可通知を受けから一月以内に業務を開始しないこと（二号）、引き続き一月以上業務を休止したこと（三号）を定める。

4 許認可を受けた事項を実施しないこと

(1) 許可

道路運送法四〇条は、国土交通大臣による一般旅客自動車運送事業の許可の取消または六月以内の事業の停止の事由として、この法律・命令・処分・許認可条件違反（一号）、許認可を受けた事項を実施しないとき（二号）、七条一号・三号・四号（③・⑤・⑥）に該当することとなったとき（三号）を定める。

(2) 免許

港湾運送事業法二二条は、国土交通大臣による港湾運送事業の免許の取消または三月以内の事業の停止の事由について、この法律・処分違反（一号）、正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき（二号）、六条二項一号・二号・四号・五号（③・⑤・⑥）に該当するに至ったとき（三号）を定める。

5 許可事項を許可を受けないでしたこと

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律三七条の七第一項は、都道府県知事による貯蔵施設・特定供給設備・充填設備の許可の取消またはこれらの使用停止（この期間にはふれない）の事由として、一六条三項・一六条の二第二項・三七条の五第三項に基づく命令違反（一号）、許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき（二号）、三七条の三第一項の完成検査を受けないで、貯蔵施設・特定供給設備・充てん設備を使用したとき（三号）を定める。右の一号に掲げる各条項によれば、経済産業大臣または都道府県知事は、液化石油ガス販売業者の貯蔵施設・販売方法、供給設備または充填設備・充填方法が経済産業省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その修理・改造・移転等または基準等に適合する販売・充填を命ずることができ

6 認可を受けた業務規程によらないこと

宅地建物取引業法五〇条の一四第一項は、国土交通大臣による指定流通機構の指定の取消または期間を定めての業務停止の事由として、登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき（一号）、この節・命令・処分違反（二号）、認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行ったとき（三号）を定める。

ほとんど同旨、法務大臣による指定法人の指定の取消または期間を定めての登記情報業務停止につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律一三条一項。

一号に代えて、指定に関し不正な行為があったときをあげるものとして、特定放射光施設の共用の促進に関する法律二五条一項（放射光利用研究促進機構の指定）、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律一九条一項（指定法人の指定）。

7 虚偽・不当な証明

公認会計士法三四条の二第一項は、内閣総理大臣による監査法人の設立の認可の取消または戒告や一年以内の業務停止の事由として、虚偽・錯誤・脱漏のある財務書類を、故意・過失によりそうではないと証明したとき（一号・二号）、この法律・命令違反または運営が著しく不当と認められるとき（三号）を定める。

8 公益上の必要

海岸法一二条二項は、海岸管理者による許可の取消または施設等の改築・移転等を命ずることができる事由として、海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき（一号）、海岸の保全上著しい支障が生じたとき（二号）、海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき（三号）を定める。

ほぼ同旨、許可につき地すべり等防止法二一条二項・都市公園法一一条二項、許可や承認につき下水道法三八

条二項、高速自動車国道法二一条の八第一項・道路法七一条二項。

電気事業法一五条四項は、経済産業大臣による電気事業の許可の取消または供給地点の減少の事由として、特定電気事業を適確に遂行しうる経理的基礎・技術的能力を有しなくなったこと（二号）、供給地点の電気の需要に応じえなくなったこと（二号）、公共の利益を阻害するものとなったこと（三号）を定める。

保険業法一三三条は、内閣総理大臣による業務の停止（期間には触れない）、取締役・監査役の解任または保険業の免許の取消事由として、法令・処分違反または免許申請書やその添付書類の重要事項の違反（一号）、免許条件違反（二号）、公益を害する行為をしたとき（三号）を定める。同法二〇五条・二二一条もほぼ同旨の規定である。

9 勧告に従わなかったこと

内航海運業法二三条は、国土交通大臣による内航海運業の許可の取消または三月以内の事業の停止の事由として、この法律・処分・許認可条件違反（一号）、五条一号・三号（③・⑤）に該当することとなったとき（二号）、勧告を応諾する旨を回答しながら正当な理由がなくて当該勧告に従わなかったとき（二号）を定める。

四 号数が四つ

1 不正取得

(1) 許可

商品投資に係る事業の規制に関する法律二八条は、主務大臣による商品投資販売業の許可の取消または六月以内の業務停止の事由として、六条一項一号〜四号（①〜④）や⑧や⑩ではないこと）のいずれかに該当することとなったとき（一号）、不正取得（二号）、この法律・命令・処分・許可条件違反（三号）、商品投資販売業に関して、

不正・著しく不当な行為をした場合にその情状が特に重いとき（四号）を定める。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律五〇条は、主務大臣による特定債権等譲受業者の許可の取消または六月以内の業務停止について、取消事由に相当する欠格事由等を含めて右とほぼ同旨。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律四九条は、主務大臣によるフロン類破壊業の許可の取消または六月以内の業務停止の事由として、不正取得（一号）、フロン類破壊施設に係る構造・破壊能力・使用管理方法が四五条一号の基準（主務省令で定める基準）に適合しなくなつたとき（二号）、四五条二号イ・ニ・ヘ（①・②・⑤・⑧）のいずれかに該当することとなつたとき（三号）、この法律・命令・処分違反（四号）を定める。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律二〇条一項は、都道府県知事は、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度で、特定開発行為の許可やその変更許可の取消または工事等の停止など必要な措置をとることを命ずることができる事由として、九条一項・一六条一項に違反して特定開発行為をした者（一号）、九条一項・一六条一項の許可条件違反（二号）、特別警戒区域における特定開発行為であつて特定予定建築物の土砂災害の防止のための措置が政令で定める技術的基準に従わないもの、または、請負契約によらないで工事をしている者（三号）、詐欺その他不正な手段による取得（四号）を定める。

(2) 許可・承認等

電線共同溝の整備等に関する特別措置法二六条は、電線共同溝の占用の許可・承認の取消または変更・効力の停止などの事由として、許可・承認または電線共同溝の占用予定者の地位の不正取得（一号）、許可の内容に違反する電線共同溝の占用（二号）、法定の負担金の不納付（三号）、一六条二項（工事の中止や当該電線の改造・移

転などを命じうる)。一七条一項(公益上止むを得ない必要が生じたときは一六条二項の措置を命じうる)の処分違反(四号)を定める。

都市計画法八一条一項によれば、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市等の長が、都市計画上必要な限度で、この法律に基づく許認可・承認等の取消、変更等や建築物等の改築等、違反是正のため必要な措置をとることを命ずることができる事由として、この法律・命令・処分違反、または、この違反事実を知りながら違反に係る土地・工作物等を譲り受けたり賃貸借等によりこれを使用する権利を取得した者(一号)、この法律・命令・処分違反の工事の注文主・請負人や請負契約によらないで工事をした者(二号)、許認可・承認の条件違反(三号)、詐欺その他不正な手段により許認可・承認を受けたこと(四号)を定める。

(3) 認可

採石法三三条の一二は、都道府県知事による岩石の採取計画の認可の取消または六月以内の採取停止の事由として、認可条件違反(一号)、採取計画の遵守義務違反(二号)、採取計画の変更命令または災害防止のために必要な措置・採取停止の命令違反(三号)、不正取得(四号)を定める。

砂利採取法二六条も、都道府県知事による砂利の採取計画の認可の取消または六月以内の業務停止の事由として、ほとんど同じ事由を定める。

(4) 指定・承認

株券等の保管及び振替に関する法律九条の二第一項は、主務大臣による保管振替機関の指定・他の業務を営むことの承認の取消または六月以内の業務停止や取締役・監査役の解任を命ずることができる事由として、三一条一項二号・三号(①④⑧ではない者)に掲げる要件に該当しないこととなったとき(一号)、指定当時に三一条一

項各号(①)・④・⑧ではない者、(13)・(14)・(16)のいずれかに該当していなかったことが判明したとき(二号)、不正取得であることが判明したとき(三号)、この法律・命令・処分違反(四号)を定める。

短期社債等の振替に関する法律二二条一項も、主務大臣による振替機関の指定について、取消等の事由に相当する欠格事由等を含めて右とほぼ同旨である。

(5) 登録

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律一条一項は、内閣総理大臣による特定金融会社等の登録の取消または六月以内の貸付資金の受入停止の事由として、六条一項二号(10)・三号(人的構成が政令で定める基準に達しないもの)のいずれかに該当することとなったとき(一号)、不正取得(二号)、この法律・命令・処分違反(三号)、貸金業の規制等に関する法律等により、金銭貸付業務の全部・一部の停止を命ぜられたとき(四号)を定める。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律一七条一項は、都道府県知事による第一種フロン類回収業者の登録の取消または六月以内の業務停止の事由として、不正取得(一号)、設備が法定の基準に適合しなくなったとき(二号)、一条一項一号・四号・六号(①)・②・⑤・⑧のいずれかに該当することとなったとき(三号)、この法律・命令・処分違反(四号)を定める。

2 一定期間内に業務を開始しないこと

(1) 許可

医療法二九条一項は、都道府県知事による病院等の開設許可の取消または期間を定めての閉鎖の事由として、開設許可後、正当の理由がないのに六月以上その業務を開始しないとき(一号)、業務の休止後、正当の理由がな

いのに一年以上業務を再開しないとき(二号)、二四条一項または前条の規定に基づく命令・処分違反(三二号)、犯罪・医事に関する不正の行為があったとき(四号)を定める。同法二四条一項は病院等の構造設備が法令に定める基準を欠くときなどは使用の禁止・制限・修繕・改築を、同二八条は病院等の管理者に犯罪・不正行為があり、または、管理者として適しないと認めるときはその変更を命ずることができるとする。

(2) 登録

塩事業法一三条一項は、財務大臣による塩製造業の登録の取消または一月以内の事業停止の事由として、この法律・命令・処分違反(一号)、七条一項一号・三号・五号(①〔未成年者を含む〕)③・⑤)に掲げる者に該当することとなったとき(二号)、正当な理由がないのに二年以内に事業を開始しないか二年を超えて引き続き事業を休止(三号)、不正取得(四号)を定める。

(3) 通知

国税通則法四九条一項は、税務署長等による納税猶予通知の取消または猶予期間の短縮の事由として、猶予期間内に完納の見込みがないこと(一号)、猶予税額の分納の場合には、猶予期間内に納付しないとき(二号)、担保提供命令違反(三号)、財産状況等により猶予継続が適当でないとき(四号)を定めるが、これもここに掲げておこう。

3 業務の継続や適正確実な実施ができないこと

確定拠出年金法一〇四条二項は、主務大臣による確定拠出年金運営管理機関の登録の取消または六月以内の運営管理業務の停止の事由として、九一条一項三号・五号(③・⑧)のいずれかに該当するに至ったとき(一号)、不正取得(二号)、この法律・命令・処分違反(三号)、確定拠出年金運営管理業務の継続が困難であると認めるとき

(四号) を定める。

4 許認可等を受けた事項を実施しないこと

海上運送法一六条は、国土交通大臣による一般旅客定期航路事業の許可の取消または停止(期間にはふれない)事由として、この法律・処分・許認可条件違反(二号)、船舶安全法・船舶職員法の違反(二号)、正当な理由がないのに許認可を受けた事項を実施しないとき(三号)、五条各号(③④⑤)のいずれかに該当することとなったとき(四号) を定める。

5 許可事項を許可を受けないで実行したこと

化学物資の審査及び製造等の規制に関する法律二二条一項は、経済産業大臣による製造許可の取消または期間を定めた事業停止の事由として、八条一号・三号・四号(①〔成年被後見人〕・③・⑤)に該当するに至ったとき(一号)、許可を受けないで許可事項を実行したことなど(二号)、一八条一項に基づく製造設備の改善命令違反(三号)、許可条件違反(四号) を定める。

武器等製造法一五条は、経済産業大臣による武器製造の許可の取消または一年以内の事業停止の事由として、五条一項五号イ〜ホ(①〔成年被後見人〕・③・④のほか、最近三年以内に他の法令違反により罰金以上の刑に処せられその情状が武器製造業者として不適当な者)までの一に該当するに至ったとき(一号)、許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき(二号)、許可条件違反(三号)、不正取得(四号) を定める。

6 認可を受けた事務規程によらないこと

(1) 指定

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律六一条の二は、文部科学大臣による指定情報処理機

関の指定の取消または一年以内の業務停止の事由として、六一条の一三第二号・第三号(③・⑤)に該当するに至ったとき(一号)、特定条項違反すなわち正当な理由なく業務を行わないことや事業計画等の変更について認可を受けなかったことなど(二号)、認可を受けた事務規程によらないで情報処理業務を行ったこと(三号)、業務規定の変更命令などの違反(四号)を定める。

気象業務法三二条の一一第二項は、気象庁長官による指定検定機関の指定の取消または期間を定めての検定事務停止の事由として、三二条の四第一項一号〜四号(⑬・⑭・⑯・⑰)のいずれかに適合しなくなったと認められるとき(一号)、二四条の一一第二項・二四条の一四に基づく命令違反(二号)、認可を受けた検定事務規程によらないで検定事務を行ったとき(三号)、不正な手段により指定を受けたとき(四号)を定める。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律九条の九は、厚生労働大臣による指定試験機関の指定の取消または期間を定めての事務停止の事由として、九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったとき(一号)、九条の三第二項、九条の五第三項、九条の七の規定に基づく命令違反(二号)、九条の四第一項・二項や前条(試験事務の休止・廃止には許可が必要というもの)違反(三号)、認可を受けた規程によらないで試験事務を行ったとき(四号)を定める。九条の二第二項は、指定の要件として、他に指定を受けた者がなく、かつ、⑯⑰であること、九条の三第二項は試験事務規程違反等の場合に役員の解任を命じうること、九条の四は試験委員に関する定めである。九条の五第三項は、試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施のうえで不適当となったと認めるときはその変更を命じうること、九条の七は、この法律の施行のため必要があると認めるときは試験事務に関して監督上必要な命令をなしうることを定める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律三四条一項は、自主流通法人の指定の取消または期間を定めての

業務停止の事由として、業務または自主流通計画の作成を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき（一号）、指定に関し不正の行為があったとき（二号）、この款・命令・処分違反（三号）、認可を受けた自主流通計画に従わないで業務を行ったとき（四号）を定める。同旨、指定法人の指定について、民事法律扶助法一六条一項・老人福祉法二八条の一四第一項。

(2) 登録

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一七条の四第二項は、農林水産大臣による登録格付機関の登録の取消または一年以内の格付停止の事由として、一六条二項各号（⑭～⑯）に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき（一号）、認可を受けた格付業務規程によらないで格付を行ったとき（二号）、不正取得（三号）、この法律・命令・処分違反（四号）を定める。

7 無届

(1) 許可

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律六一一条の六は、文部科学大臣による国際規制物資の使用の許可の取消または一年以内の使用停止の事由として、六一一条の四第二号～第四号（①〔成年被後見人〕・③・⑤）までの一に該当するに至ったとき（一号）、許可を受けないで使用できるものについて変更をする場合に、この届出をしないで使用したとき（二号）、計量管理規定違反やその変更命令の違反（三号）、指定・許可条件違反（四号）を定める。

(2) 免許

獣医師法八条二項は、農林水産大臣による獣医師免許の取消または期間を定めた業務停止の事由として、まず、

一九条一項の規定に違反して診療を拒んだときを掲げる(一号)。一九条一項は、単に正当な理由なくして診療を拒んではならないと定めるから、取消等の事由としては同義反復的な印象を受ける。このほか、法定の届出をしなかったとき(二号)、五条一項一号、四号までの一に該当するとき(三号)、獣医師としての品位を損なう行為をしたとき(四号)。五条一項は免許の相対的欠格事由として全五号を定めるが、このうち、心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができないものとして農林水産省令で定める者、⑨・⑩、獣医師道への重大な背反行為や獣医師事に関する不正の行為があった者、著しく徳性を欠くことが明らかなき者が、右の事由に相当する。

(3) 登録

浄化槽法三二条二項によれば、都道府県知事による浄化槽工事業者の登録の取消または六月以内の事業停止の事由として、不正取得(一号)、二四条一項一号・三号・五号・六号(③・⑤・⑥・⑧)または七号(二九条一項に規定する営業所ごとに浄化槽設備士を置かなかつた者)のいずれかに該当することとなつたとき(二号)、法定の届出をしないか虚偽の届出をしたとき(三号)、前項の指示(生活環境の保全・公衆衛生上必要があると認めるときに行いうる)に従わず情状が特に重いつき(四号)を定める。

8 公共の利益

(1) 許可

貨物運送取扱事業法三九条は、国土交通大臣による外国人国際利用運送事業の許可の取消または期間を定めての業務停止の事由として、法令・処分・許認可条件の違反(一号)、許可時の所屬国と異なるものとなつたとき(二号)、協定がある場合に、協定違反または当該協定の失効(三号)、公共の利益のため必要があるとき(四号)を定める。

航空法一二九条の五は、国土交通大臣による外国人国際航空運送事業の許可の取消または期間を定めての事業停止の事由につきほぼ同旨である。

農地法八三条の二は、農林水産大臣・都道府県知事は農地転用等の許可の取消または工事等の停止や原状回復のほか違反は正のため必要な措置をとることができる事由として、四条一項・五条一項・七三条一項に違反した者またはその一般承継人（一号）、第一号に掲げる各条の条件に違反した者（二号）、前二号に掲げる者から、当該違反に係る土地の工事等を請け負った者や下請人（三号）、偽りその他不正の手段による取得（四号）を定めるほか、本文中に、土地の農業上の利用の確保及び他の公益・関係人の利益を衡量して特に必要があるときを付加する。

(2) 登録

貨物運送取扱事業法四八条は、国土交通大臣による外国人国際運送取扱事業者の登録の取消または期間を定めた事業停止の事由として、法令・処分違反（一号）、不正取得（二号）、四四条一項各号（第四号を除く。③～⑤）、登録を拒否するのが適切であるとして国土交通省令で定めるもの（のいずれかに該当するに至ったとき（二号）、公共の利益のためその処分をする必要があると認められる事由として国土交通省令で定めるものに該当するに至ったとき（四号））を定める。

9 警告違反

と畜場法一四条一項は、都道府県知事によると畜場設置の許可の取消または期間を定めた施設使用の制限・停止の事由として、構造設備が四条一項の基準に合わなくなったとき（一号）、人家密集の場所、飲料水汚染のおそれがある場所、そのほか都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所）、獣畜の種類・頭数

の制限を越える屠殺や解体をしたとき（二号・三号）、都道府県知事の警告をうけながら、なお継続して五条（通例処理できる獣畜の種類・頭数の制限）違反の状態にあるとき（四号）を定める。

10 その他

質屋営業法二五条一項は、営業許可の取消または一年以内の営業停止の事由として、他の法令に違反して禁錮刑以上に処せられたとき、または、罰金刑に処せられその情状が質屋として不適當なとき（一号）、三条一項三号・五号・八号（②のほか、住居不定など）に該当したとき（二号）、質屋が法人である場合に役員中に、これらの該当者があるときなど（二号・三号）、この法律・命令違反など（四号）を定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律七条の三は、市町村長による一般廃棄物収集運搬業や一般廃棄物処分業の許可の取消または期間を定めた事業停止の事由として、この法律・処分違反、または、他人に違反行為をするこの要求・依頼・教唆・幫助（一号）、施設・能力が七条三項三号・六項三号に基づく省令の定める基準に適合しなくなったとき（二号）、施設・能力が事業を的確かつ継続して行うに足りるものとして省令で定める基準に適合すること）、七条三項四号イ〜チのいずれかに該当するに至ったとき（三号）①〜⑥⑧のほか、業務に関し不正・不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者）、条件違反（四号）を定める。同法一四条の三も、都道府県知事による産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可の取消または期間を定めた事業停止について、ほとんど同旨の事由を定める。

旅館業法八条は、都道府県知事による旅館営業の許可の取消または期間を定めた営業停止の事由として、本文中にこの法律・処分違反または三条二項三号（⑤）に該当するに至ったときを掲げ、各号中で刑法一七四条・一七五条・一八二条の罪（一号）、風営法中接待飲食等営業に関する犯罪（二号）、売春防止法第二章に規定する罪

(三号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪(四号)を犯したときなどを定める。

五 号数が五つ

1 不正取得

ガス事業法三六条の二六は、経済産業大臣による認定ガス工作物検査機関の認定の取消または期間を定めての業務停止の事由として、三六条の一七第一号・第三号(③・⑤)に該当するに至ったとき(一号)、特定条項違反(二号)、特定条項に基づく命令違反(三号)、認定の条件違反(四号)、不正取得(五号)を定める。

2 一定期限までに事業を開始しないこと

(1) 許可

債権管理回収業に関する特別措置法二四条一項は、法務大臣による債権管理回収業の許可の取消または六月以内の業務停止の事由として、まず、五条各号のいずれかに該当することとなったときを掲げる(一号)。五条は許可してはならない事由として全八号を定める。すなわち、③・④・⑪、取締役の中に職務を公正・的確に行う知識・経験のある弁護士がいらないか、暴力団員等が事業活動を支配するか、債権管理回収業を適正に遂行するに足る人的構成を有しない株式会社のほか、役員等の中に①・③・⑧、暴力団員等や業務に関して不正・不誠実な行為をするおそれがある者がいるもの。このほか、不正取得(二号)、この法律・命令・処分違反(三号)、債権管理回収業に関して著しく不当な行為をした場合にその情状が特に重いつき(四号)、許可を受けてから六月以内に営業を開始しないか引き続き六月以上営業を休止し現に営業を営んでいないとき(五号)を定める。

(2) 認可

生活保護法四五条二項は、都道府県知事による保護施設設置の認可の取消または事業停止(期間には触れない)の事由として、まず、保護施設が前項各号の一に該当するときに掲げる(一号)。四五条一項は、その保護施設が一定の基準に適合しなくなったとき、存立の目的を失うに至ったとき、この法律・命令・処分違反したとき、設備・運営の改善または施設の廃止を命ずることができると定める。つぎに、四一条三項各号に規定する基準に適合しなくなったときも掲げる(二号)。これによると、設置者の経済的基礎が確実であること、要保護者の分布状況などからみて当該保護施設の設置が必要であること、幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有すること。このほか、保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき(三号)、正当な理由がないのに法定期日までに事業を開始しないとき(四号)、四一条五項違反(五号)を定める。

3 許可事項を許可を受けないでしたこと

アルコール事業法一二条は、経済産業大臣による製造許可の取消または六月以内の事業停止の事由として、この法律・命令・処分・許可条件の違反(一号)、五条一号・四号・六号(①〔未成年者を含む〕・③・⑤)までに掲げる者に該当することとなつたとき(二号)、正当な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、または二年を超えて引き続きその事業を休止したとき(三号)、不正取得(四号)、許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更したとき(五号)を定める。

化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律九条一項は、経済産業大臣による特定物資の製造許可の取消または期間を定めての製造停止の事由として、五条一号・三号・五号(①〔成年被後見人〕・③・⑤)までの一に該当するに至つたとき(一号)、不正取得(二号)、許可事項を許可を受けないでしたこと(三号)、一四条一

項に違反して特定物資を製造したとき（四号）、許可条件違反（五号）を定める。

4 認可を受けた業務規程によらないこと

(1) 指定(1)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律五一条一項は、厚生労働大臣による指定法人の指定の取消または期間を定めての業務停止の事由として、業務を適正・確実に実施することができな
いと認められるとき（一号）、指定に関し不正の行為があったとき（二号）、この節・命令・処分違反（三号）、指
定の条件違反（四号）、認可をうけた業務規程によらないで業務を行ったとき（五号）を定める。

厚生労働大臣による指定の取消または期間を定めての業務停止につき同旨のものとして、介護労働者の雇用管
理の改善等に関する法律二九条一項（介護労働安定センター）、高齢者等の雇用の安定等に関する法律三八条一
項（中央高齢者等雇用安定センター）、港湾労働法四〇条一項（港湾労働者雇用安定センター）、短時間労働者
の雇用管理の改善等に関する法律二八条一項（短時間労働援助センター）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措
置法二九条一項（労働時間短縮支援センター）（ちなみに、右の各条第二項は取消等をした場合の公示義務を定め
る）。

(2) 指定(2)

建築士法一五条の一四第二項は、国土交通大臣による中央指定試験機関の指定の取消または期間を定めての一
級建築士試験事務の停止の事由として、一五条の三第一項各号（⑬～⑮）の一に適合しなくなったと認められる
とき（一号）、特定条項違反（二号）、一五条の五第二項、一五条の八第二項または一五条の一一の規定による命
令に違反したとき（三号）、認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行ったとき（四号）、

不正取得（五号）を定める。

このほか、同旨のものがあるが、取消等の事由に相当する指定基準の欠落や欠格事由は以下のような類型にまとめられる。ただし、特定条項違反に代えて、この章・節または款違反とするものが多い（ちなみに、各条第一項は、取り消すべき事由として欠格事由や欠落の指定基準を定めることが多い。前記七〇頁以下参照）。

a ほぼ同旨。指定基準の欠落も右とほぼ同じものに、指定試験機関 \parallel 氣象業務法二四条の一六第二項・行政書士法四条の一四第二項・建設業法二七条の一四第二項・消防法一三条の一八第二項・水道法二五条の二四第二項・宅地建物取引業法一六条の一五第二項・電気通信事業法六六条二項・道路運送法四五条の一第二項、指定資格検定機関 \parallel 建築基準法七七条の一五第二項、指定情報処理機関 \parallel 住民基本台帳法三〇条の二五第二項、指定認定機関 \parallel 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律二三条二項、指定検定機関 \parallel 土地区画整理法一一七条の一六第二項、指定調査機関 \parallel 薬事法二三条の一三第二項・郵便法七五条の一四第二項。指定検査機関 \parallel 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律三三条二項・鉄道事業法五二条二項。

b ほぼ同旨。欠けている指定基準は⑬・⑭・⑯・⑰をあげるものに、指定証明機関について、電波法三八条の一四第二項。

c ほぼ同旨。欠けている指定基準は⑬ \sim ⑰をあげるものに、指定検定機関について、消防法二一条の五七第二項。

d ほぼ同旨。欠けている指定基準は⑬・⑭をあげるものに、指定調査機関について、国有林野の管理経営に関する法律六条の一五第二項。

e ほぼ同旨ではあるが、欠格事由として③をあげるものに、指定確認機関について、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律九条の一五。

f ほぼ同旨ではあるが、欠格事由として③・④をあげるものに、指定認定機関について、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法二二条。

g ほぼ同旨ではあるが、欠格事由として③・⑤を掲げるものに、火薬類取締法四五条の三四（指定完成検査機関）、計量法二八条（指定定期検査機関）、高圧ガス保安法五八条の三〇（指定完成検査機関）・五九条（指定検査組織等調査機関）、電子署名及び認証業務に関する法律一九条一項（指定調査機関）。

h ほぼ同旨ではあるが、欠格事由として③・⑦をあげるものに、指定試験機関Ⅱ液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律三八条の二六第二項・エネルギーの使用の合理化に関する法律一二条の一七第二項・ガス事業法三六条の一三第二項・火薬類取締法四五条の一六第二項・高圧ガス保安法五八条の一五第二項・船舶職員法二三条の一三第一項・電気工事士法七条の一三第二項・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律八条の一三第二項、指定鉱害防止事業機関Ⅱ金属鉱業等鉱害対策特別措置法二八条、指定情報処理機関Ⅱ工業所有権に関する手続等の特例に関する法律三〇条、指定調査機関Ⅱ工業所有権に関する手続等の特例に関する法律三九条・特定債権等に係る事業の規制に関する法律二五条、指定検定機関Ⅱ船舶安全法二五条の五二、指定登録機関Ⅱ半導体集積回路の回路配置に関する法律四一条・プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律二〇条。

i ほぼ同旨ではあるが、欠格事由として③・⑤を掲げるものとして、工業標準化法三七条（指定認定機関）・五一条（指定検査機関）。

(3) 指定(3)

a 不正指定に代えて指定等の条件違反をあげ、かつ、欠けている指定基準として⑬・⑭を掲げるものとして、指定試験機関Ⅱあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律三条の一七第二項・義肢装具士法三〇条二項・技術士法二四條二項・社会福祉及び介護福祉士法二二条二項・柔道整復師法一三条の七・浄化槽法四三条の一二第二項・精神保健福祉士法二二条二項、指定登録機関Ⅱ救急救命士法二三條二項・言語聴覚士法二三條二項・柔道整復師法八條の一三第二項、指定講習機関Ⅱ浄化槽法四三条の二五第二項。

b 不正指定に代えて指定等の条件違反をあげ、かつ、欠けている指定基準として申請が文部科学省令で定める技術的能力などに関する基準に適合しなくなったことを掲げるものに、指定機構確認機関等について、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律四一條の六第二項・四一條の九第三項・四一條の一八・四一條の一九第三項。

c 不正指定に代えて指定等の条件違反をあげ、かつ、欠格事由として⑦をあげるものに、指定試験機関について労働安全衛生法七五條の一第二項。

d 四号に代えて処分違反をあげるが、取消等の事由に相当する欠格事由等は②・③・⑧・⑩をあげるものに、指定受託機関について、割賦販売法三五條の一四第二項。

(4) 認定

四号に代えて指定等の条件違反をあげ、かつ、取消等の事由に相当する欠格事由として③・⑤を掲げるものに、認定検査機関について、消費生活用製品安全法二六條。

5 特定条項・命令違反

消防法一二条の二第一項は、市町村長等による危険物等の製造の許可の取消または期間を定めての使用停止の事由として、特定条項違反など全五号を定める。

6 虚偽の届出・記載

(1) 許可

浄化槽法四一条二項は、市町村長による浄化槽清掃事業の許可の取消または六月以内の事業停止の事由として、一二条二項の命令（浄化槽の保守点検・清掃の改善命令）違反（一号）、不正取得（二号）、三六条二号イ・ハ・ホ・ヌ（③）⑥・⑧のほか、業務に関して不正または不誠実な行為をするおそれがある者）のいずれかに該当することとなったとき（三号）、三七条の届出（申請書やその添付書類の記載事項の変更）をしないか虚偽の届出をしたとき（四号）、市町村長の指示に従わず情状が特に重いとき（五号）を定める。

(2) 登録

高圧ガス保安法五三条は、経済産業大臣による容器検査所の登録の取消または期間を定めての容器・付属品の再検査の停止の事由として、七条二号～四号（①〔成年被後見人〕③・⑤）までに該当するに至ったとき（一号）、特定条項違反（二号）、五〇条四項に所定の制限または前条四項に所定の命令違反（三号）、帳簿の記載をしないか虚偽の記載をしたとき（四号）、容器検査所の登録を受けた者が第一種製造者である場合に、三八条一項一号～五号により五号一項の許可を取り消されたとき（五号）を定める。

電気工事業の業務の適正化に関する法律二八条一項は、経済産業大臣・都道府県知事による電気工事業者の登録の取消または六月以内の事業停止の事由として、六条一項一号・三号・五号（③・⑤・⑧）に該当することとなったとき（一号）、法定の届出をしないか虚偽の届出をしたとき（二号）、一九条三項、二一条一項～三項・二

二条の違反(二号)、前条一項・二項に所定の命令違反(四号)、不正取得(五号)を定める。

7 公益上の必要

河川法七十五条二項は、この法律・政令・都道府県規則に基づく許可・承認の取消またはその条件変更、他の施設等の改築・移転等の事由として、工事等につき他の法令により必要な許認可等を得ることができないか取り消されたことなど(一号)、工事等またはこれらに係る事業を廃止したとき(二号)、許可・承認に係る工事等が河川管理上著しい支障を生ずることとなったとき(三号)、河川工事のためやむを得ない必要があるとき(四号)、公益上やむを得ない必要があるとき(五号)を定める。

8 支払不能

金融先物取引法七九条一項は、内閣総理大臣による金融先物取引業の許可の取消または六月以内の業務停止の事由として、一九条二号～五号(①～④・⑦・⑧)までのいずれかに該当することとなったとき(一号)、不正取得(二号)、この法律・命令・処分・許可条件違反(三号)、業務・財産の状況に照らして、支払い不能に陥るおそれがある場合に、委託者の損害の拡大を防止するために止むを得ないと認められるとき(四号)、金融先物取引業に関して不正・著しく不当な行為をした場合にその情状が特に重いつき(五号)を定める。

9 その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律九条の二第一項は一般廃棄物処理施設の設置、同一五条の三は産業廃棄物設置について、都道府県知事による許可の取消または期間を定めての施設の使用停止等の事由として、前記の同法七条の三の事由に(一一四頁参照)、施設の構造・維持管理が同法の定める技術上の基準または許可申請書に記載の計画に適合していないと認めるときを付加したものにほぼ同じである。取消等の事由に相当する欠格事由も

九条の二第一項は七条の三の場合と同じであり、一五条の三もこれに類似する。

労働安全衛生法七四条二項は、都道府県労働局長による衛生管理者等の免許の取消または期間を定めての免許停止の事由として、故意・重過失により当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき（一号）、この法律・命令違反（二号）、省令で定める者となったとき（三号）、条件違反（四号）、省令で定めるとき（五号）を掲げる。

六 号数が六つ

1 命令違反

割賦販売法二三条二項は、経済産業大臣による許可割賦販売業の許可の取消または三月以内の前払い式割賦販売契約の締結禁止命令の事由として、供託書の写しを添えて届出をするなどの規定に違反して、営業を開始（一号）、前払い式割賦販売契約を締結（二号）、経済産業大臣による申請についての変更命令違反（三号）、改善命令違反（四号）、供託をしないとき（五号）、前受金保全措置を講じないとき（六号）を定める。

2 一定期日までに工事を完成しないこと

航空法四八条は、国土交通大臣による飛行場・航空保安施設の設置の許可の取消または期間を定めての飛行場の供用停止の事由として、一定期日までに工事を完成しないこと（一号）、当該施設が申請書に記載した計画に適合しないこと（二号・三号）、管理や飛行場の位置・構造等が省令に定める基準に従って行われていないこと（四号・五号）、許可条件違反（六号）を定める。ただし、二号から五号の事由による取消は、国土交通大臣が相当の期間を定めて計画や省令に定める基準に適合する措置をとるべきことを命じたにもかかわらず、この命令に従わ

ない場合に限られる。

3 許可事項を許可を受けなかったこと

高圧ガス保安法三八条一項は、都道府県知事による第一種製造・貯蔵の許可の取消または期間を定めた製造・貯蔵の停止の事由として、特定条項に所定の命令違反や禁止・制限違反（二号）、許可事項を許可を受けなかったとき（二号）、法定の完成検査を受けないで製造施設や第一種貯蔵所を使用したとき（三号）、特定条項違反（四号）、条件違反（五号）、七条二号～四号（①〔成年被後見人〕・③・⑤）までに該当するに至ったとき（六号）を定める。

4 （指定につき）認可を受けた事務規程によらないこと

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律三八条の二六第二項は、経済産業大臣による指定試験機関の指定の取消または期間を定めての試験事務の停止の事由として、三八条の一五第一号・第三号（①〔成年被後見人〕・③・⑤）に該当するに至ったとき（一号）、認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき（二号）、特定条項に基づく命令違反（二号）、特定条項違反（四号）、指定の条件違反（五号）、不正取得（六号）を定める。

ほぼ同旨ではあるが、欠格条項等の類型は以下のように差異がある。なお、特定条項違反に代えてこの章・節違反とするものも多い。

a ほぼ同旨であるが、欠格事由は③・⑤であるものに、計量法一四一条（指定校正機関）。

b ほぼ同旨ではあるが、欠格事由は③・⑦であるものとして、核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律六一條の二三の二一六（指定保障措置検査等実施機関）・六一條の三七（指定検査機関）。

c ほぼ同旨ではあるが、欠格事由等は③・⑦・⑫をあげるものに、食品衛生法一九条の二三（指定検査機関）指定の不正取得に代えて「指定に関し不正の行為があったとき」を掲げるが、欠格事由は③・⑦であるものに、作業環境測定法三〇条一項（指定試験機関）。

e 条件違反に代えて著しく不適當な行為をしたときを掲げるが、欠けている指定基準は⑬～⑮であるものに建築基準法七十七条の一五第二項（指定資格検定機関）、⑬～⑰であるものに、同法七十七条の三五第二項（指定確認検査機関）・七十七条の五一第二項（指定認定機関）、自動車損害賠償保障法二三条の一九第一項（指定紛争処理機関）、住宅の品質確保の促進等に関する法律五九条二項（指定試験機関）。

5 虚偽の報告・届出

(1) 認可

更生保護事業法五四条一項は、法務大臣による更生保護事業の認可の取消または停止（その期間には触れない）等の事由として、条件違反（一号）、四七条一項違反（二号）、報告をしないか虚偽の報告（三号）、帳簿の備付け・記載・保存をしないか虚偽の記載（四号）、前条の命令（法務大臣による認可基準への適合命令）違反（五号）、法務大臣の求めに応じた報告をしないか虚偽の報告や検査の拒否・妨害・忌避（六号）を定める。

(2) 登録

採石法三二条の一〇第一項は、都道府県知事による採石業の登録の取消または六月以内の業務停止の事由として、三二条の四第一項一号・三号・四号（③・⑤・⑧）に該当することとなったとき（一号）、三二条の四第一項五号（事務所ごとに、採石業務管理者試験に合格した者、これと同等以上の知識・技能を有すると知事が認定した者を置かないこと）に該当することとなった場合に、二週間経過後も同様であるとき（二号）、無届または虚偽

の届出(三号)、三三条違反の岩石の採取(四号)、岩石採取の認可の取消を受けたとき(五号)、不正取得(六号)を定める。

取消等の事由に相当する欠格事由を含めてほぼ同旨、砂利採取法一二条一項(都道府県知事による砂利採取業の登録の取消または六月以内の業務停止)。

6 支払不能

外国証券業者に関する法律二四条一項は、内閣総理大臣による外国証券業者の登録・証券取引法に定める業務の許可の取消または六月以内の業務停止または業務方法の変更その他監督上必要な事項を命ずることができる事由として、まず、六条一項一号・三号・八号に該当することとなったときを掲げる(一号)。六条一項は、登録を拒否しなければならぬ事由として全一号を定めるが、このうち、株式会社と同種類の法人でないとき、法令により許されない業務と同種類の業務を営んでいる者、⑭、他の証券会社・外国証券会社と同一または誤認のおそれのある名称等を用いようとする者、④、③が取消等の事由に相当する。このほか、不正取得(二号)、証券業・その付随業務に関する法令(外国の法令を含む)・処分違反(三号)、業務・財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき(四号)、七条一項の認可条件違反(五号)、七条一項の認可を受けた外国証券会社が九条一号・四号(外国で政令で定める以上継続して業務を営んでいること、損失の危険管理に関して支店において適切な体制・規則整備を行っていることのほか、⑩)六号(業務内容・方法が公益または投資者保護のため必要かつ適当)の基準に適合しないこととなったとき(六号)を定める。

ほぼ同旨、証券取引法五六条一項(内閣総理大臣による営業の登録の取消・有価証券店頭デリバティブ取引等の認可の取消または六月以内の業務停止等)。

七 号数が七つ以上

1 一定期限までに営業を開始しないこと

(1) 許可

たばこ事業法三一条は、財務大臣による小売販売業の許可の取消または一月以内の営業停止の事由として全一号を定める。すなわち、二三条一号（相対的欠格事由中、③）に該当することとなつたとき（一号）、二四一条項の条件違反（二号）、二五一条一項・二六一条一項・二六一条・二九一条二項違反（三号）、法定の届出をしないか虚偽の届出をしたとき（四号）、本条に基づく命令違反（五号）、破産者となつたとき（六号）、正当な理由がないのに一月以内に営業を開始しないか一月を超えて引き続き営業を休止（七号）、不正取得（八号）、未成年者喫煙防止法五条違反で処罰（九号）、法人の代表者の中に一号・六号・九号に該当する者があるとき（一〇号）、未成年者・成年被後見人・被補佐人・被補助人であつて、その法定代理人が一号・六号・九号・一〇号に該当する者であるとき（一一号）。

(2) 登録

たばこ事業法一七条は、財務大臣による特定販売業者の登録の取消または期間を定めての営業停止の事由として全八号を定める。すなわち、一三条一号・三号（②・③）に掲げる者に該当することとなつたとき（一号）、特定販売業者の地位の承継・商号等の変更について届出をせず、または虚偽の届出（二号）、本条等に基づく命令違反（三号）、認可を得ないでたばこを製造所から移出、輸入・販売（四号）、正当な理由がないのに二年以内に営業を開始せず、二年を超えて引き続き営業を休止（五号）、不正取得（六号）、一般に欠格事由にあたる⑤（七号）、

①〔未成年者を含む〕(八号)。

2 許認可を受けた事項を実施しないこと

鉄道事業法三〇条は、国土交通大臣による許可の取消または期間を定めての事業停止の事由として全七号を定める。すなわち、この法律・命令・処分・条件違反(一号)、正当な理由がないのに許認可を受けた事項を実施しないとき(二号)、六条各号(第二号を除く。①③⑤⑥)のいずれかに該当するに至ったとき(三号)、八条一項に基づく申請について却下処分を受けたとき(四号)。このほか、第一種・第二種・第三種鉄道事業者ごとに当該路線について許可の取消や事業の廃止があったときを付加する(五号①七号)。

3 許可事項を許可を受けなかったこと

(1) 許可

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律二〇条二項は、経済産業大臣による加工事業の許可の取消または一年以内の業務停止の事由として全一七号を掲げる。すなわち、一五号二号①四号(①〔成年被後見人〕・③⑤)までの一に該当するに至ったとき(一号)、許可事項を許可を受けなかったとき(二号)のほか、特定条項・命令違反(三号①一四号)、許可条件違反(一五号)、原子力損害の賠償に関する法律六条違反(一六号)、原子力災害特別措置法の特定条項に基づく命令違反(一七号)を定める。同法三三条二項(主務大臣による原子炉設置の許可。全一八号)・四三条の一六第二項(経済産業大臣による使用済燃料の貯蔵事業の許可。全一七号)・五一条の一四第二項(経済産業大臣による廃棄事業の許可。全一八号)も、内容的にはほぼ同旨の定めである。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律二六条一項は、文部科学大臣による放射性同位元素使

用、販売・賃貸、廃業の許可の取消または一年以内の使用等の停止の事由として、五条二号～五号（①〔成年被後見人〕・③・⑤、重度知的障害者、精神病者）までの一に該当するに至った場合（一号）、許可事項を許可を受けないでしたとき（三号）、特定条項違反など全一四号を定める。

(2) 指定

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律一〇条二項は、経済産業大臣による製錬事業の指定の取消または一年以内の事業停止の事由として全一一号を掲げるが、五条二号～四号（①〔成年被後見人〕・③・⑤）の一に該当するに至ったとき（一号）、許可事項を許可を受けないでしたとき（二号）のほか、同法の特定条項違反または同条項に基づく命令違反（四号～一一号）、指定条件違反（二二号）を定める。ほぼ類似、同法四六条の七第二項（経済産業大臣による再処理事業の指定。全一七号）。

4 認可を受けた事務規程によらないこと

(1) 指定

高齢者の居住の安定確保に関する法律二七条二項は、都道府県知事による指定登録機関の指定の取消または期間を定めての登録事務の停止の事由として全七号を定める。すなわち、特定条項違反（一号・二号）、認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき（三号）、二二条三項・二四条に所定の命令違反（四号）、一九条各号（⑬～⑮）のほか、登録事務を公正・適確に行うことができるもの（）に掲げる基準に適合していないと認めるとき（五号）、登録事務に関して不適当な行為をしたとき（六号）、不正取得（七号）。

a 特定条項違反の一つに代えて法定の負担金の不納付をあげるほか、取消等の事由に相当する事由は⑬～⑰を掲げるものとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律二二条二項（指定住宅性能評価機関。全七号）・四七

条二項（指定住宅型式性能認定機関。全七号）・五九条二項（指定試験機関。全六号）・八四条一項（住宅紛争処理支援センター。全七号）。

b 特定条項違反の一つに代えて条件違反をあげるほかは同旨であるが、取消等の事由に相当する事由は⑬・⑭を掲げるものに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律二四条二項（指定試験機関。全七号）。

(2) 登録

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一九条の六の三第二項は、登録外国格付機関の登録の取消または一年以内の格付停止の事由として全七号を定める。すなわち、一六条二項各号（⑭～⑯）に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき（一号）、認可を受けた格付業務規程によらないで格付を行ったとき（二号）、農林水産大臣の要求に係る報告をしないか虚偽の報告をしたとき（三号）、検査の拒否・妨害・忌避（四号）、不正取得（五号）、この法律・命令違反、または、これらの規定に基づく請求に応じなかったとき（六号）、検査費用を負担しなかったとき（七号）。

5 無届・虚偽の届出

(1) 指定

宅地建物取引業法六二条二項は、国土交通大臣による指定保証機関の指定の取消または六月以内の手付金等保証事業の停止の事由として、不正取得（一号）、五二条一号・六号・七号（①～③・⑧・⑩や⑪でないもの）に該当することとなったとき（二号）、届出を怠ったとき（三号）、五五条一項の届出がなくて同項二号～四号までの一に該当する事実が判明したとき（四号）、五六条一項（兼業の制限）に違反して手付金等保証事業以外の事業を営んだとき（五号）、六〇条（政令で定める額以上の契約締結の禁止）に違反して保証委託契約を締結したとき（六

号)、前条に所定の改善命令違反(七号)、前項の規定に基づく指示違反(八号)、国土交通大臣の処分違反(九号)を定める。

(2) 登録

建築士法二六条二項は、建築士事務所の登録の取消または一年以内の閉鎖の事由として全一〇号を掲げる。すなわち、建築士事務所の開設者が二三条の四第二項一号・二号・三号・四号(③・④)に該当するに至ったとき(一号)、無届・虚偽の届出(二号)、二四条の二・五の違反(三号)、建築士事務所を管理またはそこに属する建築士が一〇条一項により懲戒処分を受けたとき(四号・五号)、建築士事務所の二級建築士・木造建築士または建築士でない者が三条・三条の二に違反して建築物の設計・工事監理をしたとき(六号・八号)、建築士事務所の開設者または建築士事務所を管理する建築士が処分違反(九号)、業務に関して不正な行為をしたとき(一〇号)。

測量法五七条二項は、国土交通大臣による測量業者の登録取消または六月以内の営業停止の事由として全七号を定める。すなわち、登録変更の申請をしないか虚偽の申請(一号)、書類の提出を怠ったか虚偽の記載をして提出(二号)、五六条の二第一項違反の請負(三号)、五六条の三に違反して測量業者以外の者に請け負わせたとき(四号)、一般に欠格事由にあたる⑩(五号)、この法律に基づく国土交通大臣の処分違反(六号)、その他業務に關して著しく不当な行為をしたとき(七号)。

6 その他

公有水面埋立法三二条一項は、都道府県知事による公有水面埋立免許等の取消または工作物等の改築・除却などの事由として全七号を定めるが、土地の収用・使用ができる事業のため必要であるときに限り(七号)、都道府県知事はその事業をなす者に対して損失補償を命じうる(同二項)。

道路交通法一〇三条一項は、公安委員会による自動車運転免許の取消または六月以内の免許停止の事由として全八号を掲げる。

四 取消固有の事由

一 条項が一つ

1 法令・処分違反

(1) 許可・承認

あへん法四二条二項は、厚生労働大臣によるけし栽培の許可の取消固有の事由として、この法律・命令・処分違反、または、一四条一号・三号・七号（心身の障害により適正に栽培業務を行うことができな者として省令で定める者のほか、③・⑤）に該当するに至ったときを定める。

栄養改善法一四条は、特別用途表示の許可について、特別用途表示に関して厚生労働省令違反または虚偽の表示があったときを定める。

銃砲刀剣類所持等取締法一一條四項は、都道府県公安委員会による拳銃等の所持の許可の取消固有の事由として、火薬類取締法やこれに基づく処分違反を定める。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律一三条二項は、農林水産大臣による漁業等の許可や外国人以外の者が行う漁業等付随行為等の承認の取消事由として、法令、許可・承認の制限や条件違反を定める。

労働安全衛生法五六条六項は、厚生労働大臣による有害物製造許可の取消事由として、この法律・命令・処分

違反を定める。

(2) 認可

児童福祉法五八条は、都道府県知事による児童福祉施設の設置の認可の取消事由として、この法律・命令・処分違反を定める。

障害者の雇用の促進等に関する法律七〇条は、厚生労働大臣による日本障害者雇用促進協会の設立の認可の取消事由として、協会の運営が法令・定款違反または著しく不当である場合に、その改善を期待できないときを定める。同旨、郵便貯金法九六条。

(3) 免許

電波法七六条四項は、総務大臣は、同二項（第四号を除く）または三項（第五号を除く）により免許を取り消したときは（後記一五八、一六〇頁参照）、当該免許人が受けている他の無線局の免許または特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができるとする。

(4) 指定

道路交通法一〇八条の二三第一項は、国家公安委員会による交通事故調査分析センターの指定の取消事由として、この章の規定違反、特定情報管理規程の変更命令違反、この規程によらない特定情報の管理・使用や秘密保持義務違反の場合の役職員の解任命令の違反、監督命令違反を定める。

被災者生活再建支援法一七条一項は、被災者生活再建基金の指定の取消事由として、この法律・命令・処分違反を定める。

(5) 登録

麻薬及び向精神薬取締法五一条三項は、厚生労働大臣または都道府県知事による向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消事由として、この法律・処分違反を定める。

(6) 認定

社会教育法五七条一項は、文部科学大臣による通信教育の認定の取消事由として、この法律・命令・処分違反を定める。

2 許認可等の条件違反

(1) 許可

建設業法二九条二項（建設業の許可）、地方自治法二三八条の四第六項（行政財産の使用許可。公用または公共用に供する必要を生じたときも含む）。このほか、建築物用地下水の採取の規制に関する法律一〇条一項は建築物用地下水の採取の許可、宅地造成等規制法一三条一項は宅地造成工事の許可について、偽りその他不正な手段による取得も含む。

(2) 認可・免許など

宅地建物取引業法六六条二項（宅地建物取引業の免許）・六七条の二第二項（認可宅地建物取引業の認可）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律一七条一項（補助金等の交付の決定。用途違反、交付決定の内容違反、法令・処分違反をも含む）、売春防止法二七条一項（仮退院。遵守事項を遵守しなかったとき）。

3 許認可等の要件の欠落

(1) 許可

化学物資の審査及び製造等の規制に関する法律二二条二項は、経済産業大臣は、第一種特定化学物資の許可輸

入者が八条一号・三号・四号(①〔成年被後見人〕・③・⑤)に該当するに至ったときは、許可に係る右物資が輸入されるまでの間に限り、輸入業の許可を取り消すことができる。

銃砲刀剣類所持等取締法一条二項は、銃砲等の所持の許可について、同居の親族が許可申請に係る銃砲等を使用して他人の生命・財産や公共の安全を害するおそれがあると認められる場合(相対的欠格事由)を定める。

(2) 認可

証券取引法七二条は、内閣総理大臣による証券業協会の設立の認可の取消事由として、認可を受けた当時、七〇条二項各号(③・⑤)のほか、認可の欠格事由中、申請書やその添付書類の重要事項について虚偽の記載があるとき)のいずれかに該当していたことを発見したときを定める。

(3) 免許

金融先物取引法五一条は、内閣総理大臣による金融先物取引の免許の取消事由として、免許を受けた当時、五条二項各号(③・⑤)のほか、免許申請書・添付書類・電磁的記録の重要事項について虚偽の記載や記録があること)のいずれかに該当していたことを発見したときを定める。

船舶職員法一〇条二項は、国土交通大臣による海技従事者の免許の取消事由として、海技従事者が心身の故障のため船舶職員として適さなくなつたときを掲げる。

道路交通法一〇六条の二第一項は、公安委員会による仮免許の取消事由として、一〇三条一項各号(第四号・八号を除く)に該当することとなつたことを定める。一〇三条一項は、免許の相対的欠格事由を定めるが、一定の精神病などの病気にかかつている者(一号)、目が見えないことなど(二号)、⑨(三号)、この法律・命令・処分違反(五号)、重大違反唆し等をしたこと(六号)、道路外致死傷をしたこと(七号)などが右の取消事由に相

当する。同法一〇六条の二第二項は、公安委員会による仮免許の取消事由として、適性検査を受けないことにつきやむを得ない理由がある場合を除いて、臨時適性検査命令を受けたにもかかわらずこの検査を受けなかったことを定める。

(4) 認定

資源の有効な利用の促進に関する法律二九条は、主務大臣による使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化の認定の取消固有の事由として、二七条一項各号のいずれかの認定要件に適合しなくなったと認めるときを定める。同旨、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律一七条。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律一二条二項は、文部科学大臣による特許料の特例の認定の取消事由として、前項各号（事業を適確円滑に実施できる技術的能力を有すること、当該特許権等に係る考案を自ら実施するものでないこと、情報提供で特定の民間業者を不当に差別しないこと、その他事業を適正に行うに必要な業務の実施方法が定められていること）のいずれかに適合しなくなったことを定める。

(5) 認証

宗教法人法八〇条一項は、所轄庁（都道府県知事または文部科学大臣）は、同法一四条一項一号（宗教団体であること）、三九条一項三号（合併後成立する団体が宗教団体であること）の要件を欠いていることが判明したときは、認証書を交付した日から一年以内に限り、宗教法人の設立規則・合併についての認証を取り消すことができるとする。

4 行政庁の命令・処分違反

(1) 許可

臓器の移植に関する法律一七条は、厚生労働大臣による臓器あつせん業の許可の取消事由として、前条の指示（この法律を施行するために必要な指示）に従わないことを定める。

(2) 認可

医療法六六条一項は、都道府県知事による医療法人の設立の認可の取消事由として、法令・命令違反の場合に、他の方法により監督の目的を達することができないときを定める。

勤労者財産形成促進法七条の三〇第三項は、厚生労働大臣による勤労者財産形成基金の設立の認可の取消事由として、前二項の命令（法令等違反の是正・改善のために必要な措置や規約の変更を命じうること）違反を定める。

消費生活共同組合法九五条の二は、当該行政庁による組合同約の設定・変更・廃止についての認可の取消事由として、規約中重要事項に違反する場合で前条一項の命令（当該行政庁による必要な措置をとるべき命令）に違反するときを掲げる。

新住宅市街地開発法四八条三項は、都道府県知事による都市計画事業の認可の取消事由として、四一条一項の命令（国土交通大臣または都道府県知事は施行計画・工事・処分がこの法律・命令等に従っていない場合に新住宅市街地開発事業の適正な施行を確保するために必要な限度で施行計画・工事の中止・変更等を命じうる）違反を定める。

水産業協同組合法一二四条三項は、信用事業規程または共済規程の認可の取消事由として、これらの規程中特に重要事項に違反した場合に、第一項の命令（組合の業務・会計が法令・処分・定款・規約や信用事業規程・共

済規程に違反すると認めるときは、必要な措置を採るべきことを命じうる）に従わないことを定める。

同旨、地方住宅供給公社法四二条二項（地方住宅供給公社の設立の認可。前項の命令〔業務停止等〕違反で、やむをえないと認めるとき）、都市再開発法一二四条の二第二項（第一種市街地再開発事業の施行の認可。第一項に定める都道府県知事の命令に従わないときは、権利変換期日前に限り）、土地区画整理法一二四条二項（土地区画整理事業の施行の認可。前項の命令違反）。

(3) 特許

金属鉱業等鉱害対策特別措置法三四条は、経済産業局長による採掘権・租鉱権の取消事由として、前条一項の命令（一年以内の鉱業停止）違反を定める。

(4) 指定

機関の指定の取消事由として、前条の改善命令等に従わないことを定める一連の規定がある。アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律一二条一項（指定法人）、貨物自動車運送事業法四一条一項（地方実施機関）・四五条（全国実施機関）、幹線道路の沿道の整備に関する法律一三条の五第三項（沿道整備推進機構）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律一九条一項（指定法人）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律一六条一項（会員制事業協会）、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律五七条の八（都道府県生活衛生営業指導センター）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律二六条四項（指定登録機関）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律一二条三項（中心市街地整備推進機構）、都市緑地保全法二〇条の一〇第一項（緑地管理機構）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律一一八条三項（防災街区整備推

進機構)。

(5) 承認

前項の改善命令に従わないときを定めるものに、確定給付企業年金法一〇二条三項(規約型企業年金に係る規約の承認)、確定拠出年金法五二条二項(企業型年金規約の承認。業務の継続が困難であることも付加)、森林組合法一一三条三項(共済規程等の承認)、農業協同組合法九五条三項(共済規程などの承認)。

中小企業経営革新支援法五条二項は、承認に係る経営革新計画の承認の取消事由として、この計画に従って事業が行われていないと認めるときを定める。同法一一二条二項は、経営基盤強化計画の承認の取消事由について同旨である。

(6) 認定

認定計画の認定の取消事由として、前条の改善命令等に従わないことを定める一連の規定がある。建築物の耐震改修の促進に関する法律九条、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律九条、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法一〇一条の九第一項、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律一一一条一項、都市再開発法一二九条の九第一項、都市緑地保全法二〇条の五の七、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律一一一条一項、民間都市開発の推進に関する特別措置法一四条の一一第一項。

認定計画の認定の取消事由として、認定計画に従って事業等を実施しないことを掲げる一連の規定もあるが便宜上ここに掲げておく。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律八条五項、産業活力再生特別措置法四条二項・七条二項、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法

律一〇条一項、地方拠点都市地域の整備及び産業界施設の再配置の促進に関する法律三四条、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律一一一条一項（前条の改善命令違反をも掲げる）。

(7) 認証

— 特定非営利活動促進法四三条一項は、特定非営利活動法人の設立の認証の取消事由として、前条の改善命令違反で他の方法により監督の目的を達することができないとき、同条二項は、法令違反の場合に前条の改善命令によつてはその改善を期待できないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときを定める。

5 不正取得

(1) 合格の決定

技術士法九条一項によれば、文部科学大臣は、不正の手段によつて技術士試験を受け、受けようとした者に対しては、合格の決定の取消または受験を禁止することができる。

ほとんど同旨の規定として、気象業務法二四条の一八第一項、公認会計士法一五条の二第一項、司法試験法一〇条、社会保険労務士法一三条一項、税理士法一〇条一項、宅地建物取引業法一七条一項、道路交通法九七条の三第一項、不動産の鑑定評価に関する法律一三条一項、弁理士法一四条一項。

(2) 登録

社会保険労務士法一四条の九第一項は、全国社会保険労務士会連合会による社会保険労務士の登録の取消事由として、登録資格に関する重要事項について「告知せず又は不実の告知を行つて当該登録を受けたことが判明し

たとき」を定める。

(3) 認定・免除

税理士法一〇条二項は、国税審議会による税理士試験科目の一部免除・認定の取消事由として、「虚偽又は不正の事実に基づいてその認定又は免除を受けた者であることが判明したとき」を定める。

6 一定期間内に業務を開始しないことなど

(1) 許可

医療法二九条二項（病院等の開設の許可。正当な理由なく六か月以上業務を開始しないこと）、化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律九条二項（特定物資の製造許可。一年以上特定物資の製造をしないこと）、ガス事業法一四条一項（一般ガス事業の許可。三年以内で経済産業大臣が指定した期間内に事業を開始しないこと）、火薬類取締法八条（火薬類製造・販売の許可。一年以内に事業を開始しないか一年以上引き続き事業を休止）、漁港漁場整備法二三条二項（特定漁港漁場整備事業の施行の許可。漁港修築計画に定める期限までに工事に着手しないことのほか、この法律・命令・処分違反、事業完了の見込みがないと認めるときも付加）、高压ガス保安法九条（高压ガスの製造等の許可。正当な理由なく一年以内に製造を開始しないか一年以上製造休止）、工業用水道事業法一〇条一項（工業用水道事業の許可。正当な理由なく二年以内に事業を開始しないこと）。二項（同。六月以上の事業の休止）、小売商業調整特別措置法一〇条（小売市場用の貸付・譲渡の許可。小売市場開設者が正当な理由なく一年以上建物を貸付・譲渡をしないこと）、銃砲刀剣類所持等取締法一条五項（銃砲刀剣類の所持の許可。三年以上許可に係る用途に供していないこと）、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律一〇条（制限施設の新増設の許可。正当な理由なく一年以内に工事に着手しないこと）、商品取引所法一三六条の二七

第二項（取引の委託等の許可。正当な理由なく三月以内に事業を開始しないか引き続き三月以上業務を休止）、電気事業法一五条一項（電気事業の許可。経済産業大臣が指定する期間内に事業を開始しないとき）、電気通信事業法二〇条一項（電気通信業務の種類・態様、業務区域、設備の概要の変更の許可。総務大臣が指定する期間内に変更しないとき）、内航海運業法七条（内航海運業の許可。一年以内に事業を開始しないとき）。

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律二〇条一項は加工事業の許可、同三三条一項は原子炉設置の許可、同四三条の一六第一項は使用済燃料貯蔵の許可、同五一条の一四第一項は廃棄事業の許可について、それぞれ、正当な理由なく省令で定める期間内に事業を開始せず、または一年以上事業等を休止したことを取消事由として定める。

(2) 認可

医療法六五条（病院等の設立の認可。正当な理由なく一年以内に開設・再開しないとき）、水産業協同組合法六条の二（組合設立の認可。認可の日から九〇日を経過しても設立の登記をしないこと）、水道法三五条一項（水道事業の認可。正当な理由なく工事設計書等に記載の予定日から一年以内に工事に着手・完了しないか給水しないこと）、都市再開発法一二五条四項（市街地再開発組合の設立の認可。前項の命令（この法律・処分・定款・事業計画・方針違反、その他監督上必要があるとき、組合がした処分の取消・変更や工事の中止・変更などを命じうる）違反、認可の公告後一月以内に総会を招集しないとき）、土地区画整理法一二五条四項（土地区画整理組合の設立の認可。都市再開発法一二五条四項とほとんど同旨の定め）。

(3) 免許

漁業法三七条一項（漁業の免許。免許を受けた時から一年間または引き続き二年間、休業したこと）。

(4) 指定

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律一〇条一項は、経済産業大臣による製錬事業者の指定、同四六条の七第一項は再処理事業者の指定について、それぞれ、正当な理由がないのに省令で定める期間内に事業を開始せず、または、引き続き一年以上事業を休止したことを定める。このほか、割賦販売法三五条の一四第一項（指定受託機関の指定。六月以内に開業しないか引き続き六月以上業務を休止）、宅地建物取引業法五四条一項（指定保証機関の指定。三月以内に開業しないか引き続き三月以上事業を休止）。

(5) 登録

著作権等管理事業法二二条二項（著作権等管理事業者の登録。正当な理由なく一年以上以内に事業を開始しないか一年以上の事業を休止）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一七条の四第三項・一九条の六の三第三項（いずれも登録格付機関の登録。正当な理由なく一年以上以内に開業しないか引き続き一年以上業務を停止）、旅行業法一九条二項（旅行者の登録。一年以内に開業しないか引き続き一年以上業務を休止）。

7 公益・公共の利益

ガス事業法一四條二項は一般ガス事業の許可、電気事業法一五條二項は電気事業の許可につき、「公共の利益を阻害すると認めるとき」、証券取引法七九條の七六は、投資者保護基金の設立の認可につき業務の継続が困難と認める場合に「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」。いずれも、この法律（法令）・命令（処分）等違反が前提になる。

8 非行

職業能力開発促進法二九條二項（職業訓練指導員の免許）、大麻取締法一八條（大麻取扱者の免許。業務に関し

犯罪・不正行為があったことも含む)。

9 要件事実の消滅

関税法三七条二項(指定保税地域の指定)、漁業法三八条三項(漁業権。漁業権者以外の者が実質上漁業権の内容たる漁業の経営を支配かつ海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを答申したとき)、電気事業法一五
 条三項(そのうえに要件事実の回復が見込まれないこと)。

10 勧告・警告違反

商工会議所法五九条三項は、経済産業大臣による商工会議所の設立の認可の取消事由として、前項の勧告(商工会議所に対してその存立する地区が不適當であるときは地区変更または解散を勧告することができる)に従わないときを定める。商工会法五一条四項も商工会の設立の認可について同旨の定めをするほか、同法五一条二項は、会員数の要件を欠くに至ったときに警告を発し、それでもこの要件を充たすことが困難と認めるときは右の認可を取り消すことができるとする。

11 適当でないこと

結核予防法三六条五項(指定医療機関の指定)、出入国管理及び難民認定法一六条七項(外国人乗員の上陸の許可)・二六条六項(外国人の数次再入国の許可)、中小企業団体等協同組合法九条の二の三第二項・中小企業団体の組織に関する法律一七条の二第二項(いずれも組合員以外の者に事業を利用させる認可)、道路交通法一〇八条の三二の二第五項(運転免許取得者教育の認定)、保険業法一三四条(保険業の免許)。なお薬事法七五条の三第一項(医薬品の承認前の特例許可。保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため必要があると認めるとき)。

12 所在(地)を確知できないこと

貸金業の規制等に関する法律三八条一項は、貸金業の登録の取消事由として、貸金業者の営業所・事務所の所在地を確知できないとき、または、貸金業者（法人である場合は役員）の所在を確知できないときは内閣府令で定めるところによりこの事実の公告後三〇日経過後も申出がないときを定める。同旨、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律一一條二項（社債の発行等の登録）、保険業法三〇七條二項（生命保険募集人・損害保険代理店・保険仲立人の登録）、前払式証券の規制等に関する法律二〇條二項（第三者型発行業の登録）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律三八條二項（投資顧問業の登録）。

13 その他

関税法七條の七第二項（指定貨物の指定。相手方の修正申告等があったとき）、漁業法四〇條（漁業免許。錯誤）、銃砲刀剣類所持等取締法一一條三項（人命救助等の従事者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで銃砲を所持）、特定多目的ダム法二五條二項（ダム使用権。流水占用権につき他の者が許可を得る見込みが十分であるとき）。

二 号数が二つ

1 法律・処分違反

(1) 許可

自動車ターミナル法一四條は、国土交通大臣による自動車ターミナル業の許可の取消事由として、この法律・処分・許可条件違反（一號）、五條各号（③、⑥）の一に該当することとなったとき（二號）を定める。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律一一條二項は、環境大臣による捕獲等の許可の取消事

由として、この法律・命令・処分違反の場合に、国内希少野生動植物の種の保存に支障を及ぼすと認めるとき（一号）、国内希少野生動植物の個体の繁殖を促進して保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき（二号）を掲げる。

(2) 免許

運河法一七条は、同法に基づく免許の取消事由として、法令・処分違反（一号）、免許・許可の条件違反（二号）を定める。

(3) 指定

道路交通法一〇八条の二第二項は、指定講習機関の指定の取消事由として、特定条項違反（一号）、特定条項に所定の命令違反（二号）を定める。

2 不正取得

(1) 承認

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律二二条の七は、文部科学大臣による放射線障害防止機構に係る設計の承認の取消事由として、不正取得（一号）、一二条の五（表示義務）違反（二号）を定める。

(2) 認定

警備業法四条の五は、公安委員会による警備業の認定の取消事由として、偽りその他の不正の手段により認定を受けたこと（一号）、三条各号（第七号を除く。①③⑤⑥⑨など）に掲げる者のいずれかに該当していること（二号）を定める。

工業標準化法六三条は、主務大臣による認定試験事業者の認定の取消事由として、五七条各号（⑪⑫に近似）

の一に適合しなくなったとき（一号）、不正取得（二号）を定める。

3 一定期限までに業務を開始しないこと

(1) 許可

卸売市場法二五条二項は、農林水産大臣による卸売業務の許可の取消事由として、卸売業務を正当な理由がないのに許可通知を受けてから一月以内に開始せず（一号）、引き続き一月以上休止したこと（二号）を定める。

(2) 認可

職業能力開発促進法四二条は、都道府県知事による職業訓練法人の設立認可の取消事由として、正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき（一号）、運営が法令・定款・寄付行為違反または著しく不当であり改善を期待できないとき（二号）を定める。

(3) 登録

司法書士法六条の九第一項は、日本司法書士会連合会による司法書士の登録の取消事由として、引き続き一年以上業務を行わないとき（一号）、身体・精神の衰弱により業務を行うことができないとき（二号）を定める。

4 許可事項を許可を受けなかったこと

道路交通法一〇八条の一一第二項は、公安委員会による指定講習機関の指定の取消事由として、運転適性指導員・運転習熟指導員以外の者を従事させたこと、講習業務規程を定めて公安委員会の認可を得る旨の規定違反、公安委員会の許可を受けないで特定講習を休止・廃止したこと（一号）、不正行為をした運転適性指導員・運転習熟指導員に対する解任命令の違反、基準に適合しないとして公安委員会が求める命令違反（二号）を定める。

5 虚偽の記載・報告

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法一四条三項は、外国法事務弁護士の承認の取消事由として、外国において実質的に同等の取扱いが行われなくなり（一号）、または、当初からこの取扱いが行われていない場合に（二号）、これを理由に承認を取り消すことが条約等の誠実な履行を妨げることとならないことを定める。同法二〇条二項は、外国法事務弁護士が扱う特定外国法の指定の取消事由として、指定申請書やその添付書類のなかの重要事項について虚偽の記載があるか記載が欠けていることが判明したとき（一号）、法務大臣の求める報告・資料の提出をしないか虚偽の報告・資料の提出をしたとき（二号）を定める。

6 麻薬中毒者

製菓衛生師法八条は、都道府県知事による製菓衛生師の免許の取消事由として、麻薬・あへん・大麻及び覚せい剤の中毒者（一号）、その責に帰すべき事由により菓子製造業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき（二号）を定める。同旨、調理師法六条（調理師の免許。このほか、罰金以上の刑に処せられた者をも掲げる）。

7 帳簿保存の不備

地方税法七五三条一項は、地方団体の長による電磁的記録に係る地方税関係帳簿書類の承認の取消事由として、電磁的記録の備付け・保存が行われていないこと（一号）、この備付け・保存が総務省令で定めるところに従って行われていないこと（二号）を掲げる。ほぼ同旨、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律八条一項。

三 号数が三つ

1 法律・命令・処分違反

温泉法七条一項は、温泉ゆう出目的の土地の掘削の許可の取消事由として、三条一項の許可に係る掘削が四条一項一号（温泉のゆう出量・温度・成分に影響を及ぼすと認められるとき）・二号（公益を害するおそれがあると認めるとき）のいずれかに該当するに至ったとき（一号）、被許可者が四条一項三号・五号（③・⑤）のいずれかに該当するに至ったとき（二号）、この法律・命令・処分違反（三号）を掲げる。同法二十七条一項は、温泉利用の許可の取消事由として、公衆衛生上必要があると認めるとき（一号）、被許可者が一三条二項一号・三号（③・⑤）のいずれかに該当するに至ったとき（二号）、この法律・命令・処分違反（三号）を掲げる。

銃砲刀剣類所持等取締法一条一項は、都道府県公安委員会による銃砲所持等の許可の取消事由として、この法律・命令・処分・条件違反（一号）、五条一項二号・三号・五号・五号の三・六号（③・⑨・住居不定など）、五条の二第二項二号（銃砲等を使用して凶悪な罪で政令で定める違法行為をした日から一〇年を経過しない者）に該当するに至った場合（二号）、五条の二第四項一号（ライフル銃所持の許可要件）に該当しなくなった場合（三号）を定める。

職業安定法三二条の九第一項は、厚生労働大臣による有料職業紹介の許可の取消事由として、三二条各号（第三号を除く。①③⑤⑥）のいずれかに該当しているとき（一号）、この法律・労働者派遣法・これらに基づく命令・処分違反（二号）、許可条件違反（三号）を定める。ほぼ同旨、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律一四条一項（一般労働者派遣事業の許可。取消事由に相当する欠格事由も同じ）。

2 不正取得

(1) 許可

化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律二二条は、経済産業大臣による特定物資の製造許可の取消事由として、五条一号・三号・五号①〔成年被後見人〕・③・⑤までの一に該当するに至ったとき（一号）、不正取得（二号）、許可条件違反（三号）に該当する場合に、特定物資の使用を終えていないときを定める。

(2) 認可

高齢者の居住の安定確保に関する法律七三条は、都道府県知事による終身賃貸事業の認可の取消事由として、事業の承継につき知事の認可を得るべき旨の条項違反（一号）、知事の改善命令違反（二号）、不正取得（三号）を定める。

(3) 登録

投資信託及び投資法人に関する法律二一六条一項は、内閣総理大臣による登録投資法人の登録の取消事由として、一九〇条一項一号・三号・六号までのいずれかに該当することとなったとき（一号）、不正取得（二号）、この法律・命令・処分違反（三号）を定める。一九〇条一項は、登録の欠格事由として、本文中に登録申請書やその添付書類に虚偽の記載・重要な事実の記載漏れを掲げるほか、やや異質の事由を定める。

3 一定期間内に事業を開始しないこと

(1) 許可

熱供給事業法一二条は、経済産業大臣による熱供給事業等の許可の取得事由として、同大臣が指定する期間内に熱供給施設を設置せず、または事業を開始しないとき（一項）、右の期間内に増加する供給区域において事業を開始せず、または四条一項三号の事項を変更しないとき（二項）、この法律・処分・条件違反の場合に、当該供給

区域における日常生活・事業活動上の利便を著しく害すると認めるとき（三項）を定める。

(2) 認可

宅地建物取引業法六七条の二第一項は、認可宅地建物取引業者の認可の取消事由として、一年以内に認可に係る契約を締結せず、または、引き続き一年以上この契約を締結しないとき（一号）、不正取得（二号）、六五条二項各号（全九号）のいずれかに該当し情状が特に重いとき、または、同項に基づく業務停止処分に違反したとき（三号）を定める。

郵便法二四条は、日本郵政公社による第三種郵便物の認可の取消事由として、二三条三項各号の条件（毎年一回以上、定期的に刊行、発行の終期を予定できないこと、公共的な事項の報道・論議を目的としあまねく発売されること）を具備しなくなったとき（一号）、正当な理由なく、定期刊行物の提出がなく（二号）、定期刊行物に関する報告・資料提出がなかったこと（三号）を定める。

4 業務の適性・確実な実施ができないこと

(1) 指定(1)

看護師等の人材確保の促進に関する法律一九条二項は、都道府県知事による都道府県センターの指定の取消事由として、業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき（一号）、指定に関し不正の行為があったとき（二号）、この節・命令・処分違反（三号）を定める。

ほとんど同旨の規定として以下のものがあるが、この「節」は「章」または「款」の場合が多い。産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律二四条一項（産業廃棄物処理事業振興財団）、社会福祉法九八条一項（都道府県福祉人材センター）、障害者の雇用の促進等に関する法律九条の一七第一項（障害者雇用支援セン

ター)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律五一条の二第一項(精神障害者社会復帰促進センター)、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法一四条の九(指定支援機関)、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律二〇条一項(全国協会)、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律四〇条一項(指定支援法人)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律一五条の一五第一項(廃棄物処理センター)、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律二一条一項(都道府県緑化推進委員会)、林業労働力の確保の促進に関する法律二四条一項(林業労働力確保支援センター)。

三号後尾に業務規程によらないで業務を行ったときを付加するものとして以下のものがあるが、この「節」は「章」または「款」の場合が多い。指定法人⇨特定家庭用機器再商品化法四二条一項・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律八三条一項・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律三二条一項、情報処理センター・産業廃棄物適正処理推進センター⇨廃棄物の処理及び清掃に関する法律一三条の二第一項・一三条の一六。

(2) 指定(2)

宅地建物取引業法六四条の二二第一項は、国土交通大臣による宅地建物取引業保証協会の指定の取消事由として、弁済業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき(一号)、この法律・命令違反(二号)、六四条の二〇(財産状況・事業運営を改善するため必要な措置をとるべきこと)または前条(協会役員の解任命令)の処分に違反したとき(三号)を定める。

ほとんど同旨の規定として、抵当証券業の規制等に関する法律三六条一項(抵当証券保管機構。処分として、業務規程の変更命令、役員解任命令、監督上必要な命令を掲げる)、特定都市鉄道整備促進特別措置法一五条一

項(指定法人。処分として、監督上必要な命令を掲げる)、民間都市開発の促進に関する特別措置法二三条一項(民間都市開発推進機構。処分として、業務運営の改善に必要な措置を掲げる)、旅行業法二二条の二第一項(旅行業協会。二号末尾に弁済業務規約に違反したときを付加する。処分として、この規約の変更命令、役員解任命令、監督上必要な命令を掲げる)。

5 認定計画に従って行わないこと

電波法二七条の一五第一項は、総務大臣による認定開設者の認定の取消事由として、正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していないと認めるとき(一号)、認定・指定変更の不正取得(二号)、五条三項一号(③)に該当するに至ったとき(三号)を定める。

特定都市鉄道整備促進特別措置法二一条一項は、整備事業計画の認定の取消事由として、この法律・命令違反(一号)、同法二三条一項に基づく処分違反(二号)、正当な理由なく整備事業計画に従って工事を実施しないと認めるとき(二号)を定める。

6 虚偽の記載

税理士法二五条一項は、日本税理士会連合会による税理士の登録の取消事由として、登録申請書に記載すべき事項を記載しないか虚偽の記載をして登録を受けたことが判明したとき(一号)、二四条六号(心身の故障により税理士業務を行わせることが適正を欠く虞がある者)に該当するに至ったとき(二号)、二年以上継続して所在が不明であるとき(三号)を定める。

7 公共の利益の阻害

電気通信事業法一九条一項は、総務大臣による第一種電気通信事業の許可の取消事由として、総務大臣が指定

する期間内に事業を開始しないとき（一号）、この法律・命令・処分違反の場合で、公共の利益を阻害すると認めるとき（二号）、一一条一号・三号（③・⑤）に該当するに至ったとき（三号）を定める。同法二八条一項は、総務大臣による特別第二種電気通信事業者の登録の取消事由として、右の一号に相当するものとして不正取得に代えるほかは同旨である。

8 帳簿の保存の不備

関税法七条の一二第一項は、税関長による申告の特別の承認の取消事由として、指定貨物の指定の失効等（一号）、当該消費税の滞納・特例申告書の期限までの未提出・担保提供命令の不服従等（二号）、帳簿の備付け・記載・保存が政令の定めに従っていないことなど（三号）を定める。

所得税法一五〇条一項は、税務署長による青色申告の承認の取消事由として、帳簿書類の備付け・記録・保存が財務省令に違反すること（一号）、帳簿書類について税務署長の指示に従わなかったこと（二号）、隠蔽・仮装による記載・記録等（三号）を定める。同旨、法人税法一二七条一項（申告期限までに申告書を提出しなかったことを付加する）。

四 号数が四つ

1 法律・命令・条件違反

(1) 許可

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律六条二項は、厚生労働大臣による許可の取消事由として、三条二項一号（医療に関する知識・技能の習得を目

的として本邦に入国していること）・五号（患者に対する賠償能力を有すること）に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき（一号）、三条四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき（二号）、三条六項の規定による条件に違反したとき（三号）、この法律・命令違反（四号）を定める。三条四項は相対的欠格事由として、医師法四条各号・歯科医師法四条各号に掲げる者、⑩（外国の法令により）を定める。

港湾労働法二一条一項は、厚生労働大臣による港湾労働者派遣事業の許可の取消事由として、一三条各号（第四号を除く。①③⑤⑥）のいずれかに該当しているとき（一号）、一四号一項一号・二号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき（二号。一定の事業者にあたるものとして省令で定める者に該当すること、港湾労働者派遣事業の計画内容が厚生労働大臣が定める基準に適合することなど）、この法律・労働者派遣法・職業安定法違反やこれらに基づく命令・処分違反（三号）、許可条件違反（四号）を定める。

所得税法一三五条一項は、税務署長による所得税の延納許可の取消事由として、延納条件違反などを掲げる。

(2) 認可・承認

医療法二九条三項は、地域医療支援病院の承認の取消事由として、四号一項各号に掲げる承認要件を欠くに至つたとき（一号）、地域医療支援病院の開設者が一二条の二に違反したとき（二号。報告義務違反）、二四号一項の命令違反（三号。構造設備の使用の禁止制限等の命令違反）、地域医療支援病院の管理者が一六条の二に違反したとき（四号。救急医療提供等の義務違反）を定める。同法二九条四項は、特定機能病院の承認の取消事由として、ほぼ同旨の事由を定める。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法二九条一項は、国土交通大臣または都道府県知事による大深度地下の公共的使用の認可（この権利を譲渡することの承認を含む）の取消事由として、この法律・命令違反（一号）、

事業が一六条各号の認可要件のいずれかに該当しないこととなったとき(二号)、正当な理由なく事業計画に従って事業を施行していないと認められるとき(三号)、認可条件違反(四号)を定める。

2 不正取得

(1) 許可

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律九条は、経済産業大臣による対人地雷の所持の許可の取消事由として、六条一号・三号・五号(①〔成年被後見人〕・③に相当しその情状が地雷所持者として不適当な者・⑤)までのいずれかに該当するに至ったとき(一号)、不正取得(二号)、許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更したとき(三号)、許可条件違反(四号)を定める。

有線テレビジョン放送法二五条一項は、有線テレビジョン放送施設の設置の許可の取消事由として、不正取得(一号)、五条二号・三号(③・⑤)に該当するに至ったとき(二号)、六条一項(一定期間内の放送施設の設置)、七条一項(放送施設等を変更する場合は許可を受けるべきこと)、八条(放送施設は総務省令で定める技術上の基準に適合すること)、一〇条一項(契約約款で定める使用条件は総務省令で定める基準に適合すること)などの違反または許認可条件違反(三号)、施設計画・周波数の変更・放送施設の改善命令や再送信業務の方法の改善命令の違反(四号)を定める。

(2) 指定

薬事法七七条の二の五第二項は、希少疾病用医薬品・医療器具の指定の取消事由として、希少疾病用医薬品・医療器具が七七条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき(一号)、指定に関し不正の行為があったとき(二号)、正当な理由なく試験研究・製造・輸入が行われなるとき(三号)、この法律その他薬事に関する法令・

処分違反（四号）を定める。

(3) 登録

温泉水二一条は、登録分析機関の登録の取消事由として、特定条項やそこに所定の命令違反（一号）、一五条三項各号（⑭・⑰）に掲げる要件に適合しなくなったとき（二号）、一五条四項一号・三号（③・⑤）のいずれかに該当するに至ったとき（三号）、不正取得（四号）を定める。

揮発油等の品質の確保等に関する法律二一条一項は、揮発油販売業者の登録の取消事由として、六条一項一号・三号・四号（③・⑤・⑧）に該当することとなったとき（一号）、八条一項の変更登録を受けなかったとき（二号）、経済産業大臣による事業停止命令違反（三号）、不正取得（四号）を定める。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律一六条一項は、登録再生利用事業所の登録の取消事由として、不正取得（一号）、一〇条三項各号（⑭）のほか、再生利用事業の内容等が省令で定める基準に適合すること）に掲げる要件に適合しなくなったとき（二号）、料金変更の指示に違反したとき（三号）、この章・命令違反（四号）を定める。

(4) 認定

電子署名及び認証業務に関する法律一四条一項は、主務大臣による認定認証業者の認定の取消事由として、五一条一号・三号（③・⑤）のいずれかに該当するに至ったとき（一号）、六条一項各号（申請に係る業務の設備・利用者との真偽の確認等が主務省令で定める基準・方法により行われるべきこと）のいずれかに適合しなくなったとき（二号）、九条一項、一一条、一二条、前条二項の違反（三号）、不正取得（四号）を定める。

3 一定の期間以上業務を休止したこと

(1) 許可

古物営業法六条は、古物営業の許可の取消事由として、偽りその他不正の手段による取得(一号)、四条各号(第七号を除く。①～⑥・⑧のほか、住居不定者)のいずれかに該当していること(二号)、許可を受けてから六月以内に営業を開始しないか引き続き六月以上営業を休止して現に営業していないこと(三号)、三月以上所在不明であること(四号)を定める。ほぼ同旨、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律八条(公安委員会による風俗営業の許可)。

(2) 免許

電波法七六条二項は、総務大臣による無線局の免許の取消事由として、正当な理由がないのに無線局の運用を引き続き六月以上休止したこと(一号)、免許・許可等の不正取得(二号)、前項の命令・制限(この法律・放送法またはこれらの命令・処分違反の場合に、総務大臣の運用停止など)に従わないこと(三号)、五条三項一号(③)に該当するに至ったとき(四号)を定める。

4 業務の適正かつ確実な実施

塩事業法二八条一項は、財務大臣による塩事業センターの指定の取消事由として、生活用塩供給業務を適正・確実に実施することができないとき(一号)、指定に関し不正の行為があったとき(二号)、この章・命令・処分違反(三号)、認可を受けた生活用塩供給業務規程によらずにこの業務を行ったとき(四号)を定める。

同旨、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律五八条一項(自主流通米価格形成センターの指定)、食品流通構造改善促進法二〇条一項(食品流通構造改善促進機構の指定)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法二六条一項(支援法人の指定)。

5 虚偽の報告

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法一四條二項は、外国法事務弁護士の承認の取消事由として、承認申請書やその添付書類のなかの重要事項について虚偽の記載があるか記載が欠けていることが判明したとき（一号）、一〇條一項二号（①・②・④）や外国の法令により禁錮刑以上・弾劾裁判所の罷免の裁判に相当するものを受けた者ではないこと）に掲げる基準に適合しなくなったとき（二号）、業務・財産状況の悪化から依頼者の損害を防止するためやむを得ないと認められるとき（三号）、法務大臣の求める報告・資料の提出をしないか虚偽の報告・資料の提出をしたとき（四号）を定める。

食品衛生法七條の三第五項は、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程を経た製造・加工の承認の取消事由として、製造・加工の方法や衛生管理の方法が厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったとき（一号）、総合衛生管理製造過程の一部を承認を受けずに変更したとき（二号）、厚生労働大臣が必要な報告を求めた場合に、報告をしないか虚偽の報告をしたとき（三号）、厚生労働大臣が必要な検査をさせようとした場合に、検査を拒否・妨害・忌避したとき（四号）を定める。

6 公益を害する行為

保険業法二六五條の四七は、内閣総理大臣・財務大臣による保険契約者保護機構の設立の認可の取消事由として、この法律・命令や定款・業務規程違反（一号）、内閣総理大臣・財務大臣による業務規程の変更命令・監督命令・役員解任命令の違反（二号）、業務・財産の状況によりその業務の継続が困難であること（三号）、公益を害する行為をしたとき（四号）を定める。

五 号数が五つ

1 不正取得

不動産特定共同事業法三六条は、主務大臣・都道府県知事による不動産特定共同事業の許可の取消事由として、六条二号（宅地建物取引業法三条一項の免許を受けていない法人）・三号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。④）・五号（③）・六号（役員または政令で定める使用人中に、①④・⑧に該当する者がいる法人。外国の法令で同様に扱われているものを含む）に該当するに至ったとき（一号）、七条一号・二号（⑪のほか、⑭⑯に近似）に掲げる基準に適合しなくなったとき（二号）、不正取得（三号）、許可条件違反（四号）、業務停止の事由に該当するうえに情状が特に重いつき、または、業務停止命令違反（五号）を定める。

2 一定期限までに業務を開始しないか休止したこと

(1) 免許

酒税法一二条は、税務署長による酒類製造の免許の取消事由として、偽りその他不正の手段による取得（一号）、免許の欠格事由中、③・⑤・⑥や④・⑧に該当する者を製造・販売所の支配人としよとするとときや酒税に係る滞納処分を受けたとき（二号）、三年以上引き続き、酒類を製造しないか（三号）、製造数量が一定の数量に達しないとき（四号）、税務署長等の命令に係る担保の提供、酒類の保存をしないとき（五号）を定める。なお、同一三条は、右の前三号を酒母・もろみの製造の免許の取消事由として定め、同一四条は、酒類販売の免許の取消事由として、前二号のほか、未成年者飲酒喫煙法により罰金の刑を受けたとき（三号）、一年以上引き続き酒類の販売をしないとき（四号）を定める。

電波法七六条三項は、総務大臣による無線局の包括免許の取消事由として、特定無線局の運用を一定期限まで

にまったく開始しないこと（一号）、正当な理由がないのに包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き六月以上休止したこと（二号）、免許・許可等の不正取得（三号）、第一項の命令・制限（この法律・放送法・命令・処分違反の場合に、総務大臣の運用停止など）に従わないこと（四号）、五条三項一号（三）に該当するに至ったとき（五号）を定める。

(2) 認定

放送法五二条の二四第二項は、総務大臣による委託放送事業者の認定の取消事由として、正当な理由がないのに委託放送業務を引き続き六月以上休止したとき（一号）、認定・委託放送事項の変更許可の不正取得（二号）、業務停止命令に従わないとき（三号）、電波法七六条二項により放送局免許を取り消されたとき（四号）、委託相手の人工衛星の放送局免許が失効したとき（五号）を定める。

3 業務の適正確実な実施ができないこと

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律四三条一項は、厚生労働大臣による都道府県高年齢者等雇用安定センターの指定の取消事由として、業務の適正確実な実施ができないとき（一号）、指定に関し不正の行為があったとき（二号）、この節・命令違反（二号）、三七条に基づく処分違反（四号）、指定の条件違反（五号）を定める。

この節に代えてこの章、条件違反に代えて五三条二項二号（三）に該当するに至ったときとするほかは、同様として放送法五三条の七第一項（放送番組センターの指定）、この節等に代えて特定条項違反、条件違反に代えて弁済業務規程によらないで弁済業務を行ったときを掲げるほかは、ほぼ同旨として商品取引所法九七条の一六第一項（指定弁済機関の指定）。

4 認可を受けた業務規程によらないこと

揮発油等の品質の確保等に関する法律一七条の二〇は、経済産業大臣による指定分析機関の指定の取消事由として、一七条の二二第一号・三号(③・⑤)に該当するに至ったとき(一号)、認可を受けなくて分析業務区域を増加したとき(二号)、特定条項に基づく命令違反(三号)、認可を受けた業務規程によらないで分析業務を行うたとき(四号)、不正取得(五号)を定める。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律二九条一項は、文部科学大臣によるスポーツ振興投票機構の指定の取消事由として、二三条二項一号(③)に該当するに至ったとき(一号)、特定条項違反(二号)、認可を受けた業務規程によらないとき(三号)、特定条項に基づく命令違反(四号)、不正取得(五号)を定める。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法一五条二項は、国土交通大臣による計画認定の取消事由として、認定計画に従って宅地開発事業を実施しないとき(一号)、八条・一条の規定による届出をしなかったとき(二号)、法定の確認を受けず、または、建築協定・緑地協定を定めなくて造成宅地を処分したとき(三号)、一二条の報告をしないか虚偽の報告をしたとき(四号)、認定計画に適合しないおそれがあるときはその改善に必要な措置の命令違反(五号)を定める。

5 虚偽の報告

知的障害者福祉法一五条の三〇第一項は、都道府県知事による指定知的障害者更生施設等の指定の取消事由として、省令で定める基準に従って当該施設の適正な運営をすることができなくなったとき(一号)、施設訓練等支援費の請求に関し不正があったとき(二号)、報告や帳簿書類の提出要求に従わないか虚偽の報告をしたとき(三号)、出頭・質問の要求に応じないか虚偽の答弁をしたとき、または、検査の拒否・妨害・忌避(四号)、不正取得(五号)を定める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律一五条の五第一項は、農林水産大臣による認定製造業者・生産行程管理者の認定の取消事由として、一五条四項・五項、一八条一項・三項、一九条の違反（一号）、農林水産省令で定める技術的基準に適合しなくなったとき（二号）、一九条の二の命令違反（三号）、報告しないか虚偽の報告、または、検査の拒否・妨害・忌避（四号）、不正取得（五号）を定める。

六 号数が六つ以上

1 一定期限までに業務を開始しないこと

介護保険法一〇四条一項は、都道府県知事による介護老人保健施設の開設許可の取消事由として全七号を定める。すなわち、許可を受けてから正当な理由がないのに六月以上業務を開始しないとき（一号）、前三条に所定の命令違反（二号）、犯罪・医事に関する不正行為があったとき（三号）、調査結果について虚偽の報告をしたとき（四号）、施設介護サービス費の請求に関して不正があったとき（五号）、報告要求・帳簿書類の提出要求に従わないか虚偽の報告をしたとき（六号）、出頭要求に 응 せず、質問に答えないか虚偽の答弁、検査の拒否・妨害・忌避（七号）。

2 認可を受けた業務規程によらないこと

(1) 指定

高齢者の居住の安定確保に関する法律八八条一項は、国土交通大臣による高齢者居住支援センターの指定の取消事由として全六号を定める。すなわち、七九条二項（名称・住所等の変更の届出）、八三条から八五条（事業計画等の作成・変更等）につき認可を得ること、省令で定めるところにより業務ごとに経理を区分すべきこと、帳簿

の備付け・保存) までの規定違反(一号)、認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき(二号)、八二条三項(同規程の変更命令)・八六条(監督上必要な命令)の命令違反(三号)、七八条各号(⑬~⑰)に掲げる基準に適合していないと認めるとき(四号)、センターやその役員が支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき(五号)、不正取得(六号)。

(2) 承認

電気通信事業法七二条の四第二項は、総務大臣による承認認定機関の承認の取消事由として全七号を定める。すなわち、特定条項違反(一号)、認可を受けた業務規程によらずに業務を行ったとき(二号)、六一条二項・六四条による総務大臣の請求に応じなかったとき(三号)、六九条一項各号(⑬・⑭・⑯・⑰)のほか、指定により申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害しないこと)のいずれかに適合しなくなったと認められるとき(四号)、不正取得(五号)、総務大臣の求める報告をしないか虚偽の報告をしたとき(六号)、総務大臣の求める検査の拒否・妨害・忌避(七号)。

工業標準化法五四条一項は、主務大臣による承認検査機関の承認の取消事由として全九号を定める。すなわち、四二条一号・三号(③・⑤)に該当するに至ったとき(一号)、特定条項違反(二号)、認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行ったこと(三号)、四六条三項(検査業務規程の変更命令)または五〇条(承認基準への適合命令)の請求に応じなかったこと(四号)、不正取得(五号)、検査業務の停止の請求に応じなかったこと(六号)、報告をしないか虚偽の報告をしたこと(七号)、検査の拒否・妨害・忌避(八号)、検査費用の負担をしないこと(九号)。ほぼ同旨、同法四〇条一項(承認認定機関の承認。全一〇号)。

取消事由に相当する欠格事由も含めてほぼ同旨、電子署名及び認証業務に関する法律三二条一項(承認調査機

関の承認。全八号)。

ほぼ同旨ではあるが、取消事由に相当する欠落の承認要件は⑬～⑰であるものとして、住宅の品質確保の促進等に関する法律五一条二項(承認住宅型式性能認定機関の承認。全一一号)・六一条二項(承認試験機関の承認。全一〇号)、建築基準法七七条の五五第二項(承認認定機関の承認。全一〇号。ただし、認定等の業務に関して著しく不適当な行為をしたときを付加する)。

(3) 認定

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律三五条の三は、保安機関の認定の取消事由として全七号を定める。すなわち、三〇条一号・三号・四号(①〔成年被後見人〕・③・⑤)に該当するに至ったとき(一号)、認可を得ないで保安業務に関わる一般消費者等の数を増加したとき(二号)、三四条二項違反(三号)、三四条三項・三五条三項・前条に基づく命令違反(四号)、認可を受けた保安業務規程によらず保安業務を行ったとき(五号)、認定条件違反(六号)、不正取得(七号)。

3 虚偽の報告

(1) 指定

身体障害者福祉法一七条の二二第一項は、都道府県知事による指定居宅支援事業者の指定の取消事由として全六号を定めるが、前記の知的障害者福祉法二五条の三〇第一項が掲げる事由とほぼ同じ(一六二頁参照)。同旨、知的障害者福祉法一五条の二二第一項(指定居宅支援事業者の指定。全六号)。

水道法二五条の一一第一項は、指定給水装置工事事業者の指定の取消事由として全八号を定める。すなわち、二五条の三第一項各号(①～⑤)や業務に関し不正・不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理

由がある者でないことのほか、省令で定める機械器具を有する者などに適合しなくなったとき（一号）、二五条の四第一項・第二項違反（二号）、無届・虚偽の届出（三号）、適正な給水装置工事事業の運営をすることができないと認められるとき（四号）、正当な理由なく水道事業者からの給水装置工事主任技術者の立会の求めに応じないとき（五号）、虚偽の報告・資料を提出（六号）、給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、与えるおそれがあるとき（七号）、不正取得（八号）。

(2) 承認

薬事法七五条の二第一項は、厚生労働大臣による外国製造医薬品等の製造の承認の取消事由として全七号を定める。すなわち、国内管理人を選任しなかったとき（一号）、同大臣による国内管理人の変更請求に応じなかったとき（二号）、同大臣の要求に係る報告をしないか虚偽の報告をしたとき（三号）、同大臣の要求に係る検査を拒否・妨害・忌避したとき、または、質問に答弁しないか虚偽の答弁をしたとき（四号）、七四条の二第二項・三項、七七条の四第二項に基づく請求に応じなかったとき（五号・六号）、この法律その他薬事に関する法令・処分違反（七号）。

ガス事業法三九条の一七第一項は、経済産業大臣による承認ガス用品検査機関の承認の取消事由として全九号を定める。すなわち、三六条の一七第一号・第三号（③・⑤）に該当するに至ったとき（一号）、特定条項違反（二号）、三六条の二四（認定基準への適合命令）・二五（業務方法の改善命令）違反（三号）、承認の条件違反（四号）、不正取得（五号）、経済産業大臣による業務停止の請求に応じなかったとき（六号）、経済産業大臣の求めに従わず、報告をしないか虚偽の報告をしたとき（七号）、検査の拒否・妨害・忌避（八号）、費用の負担をしなかったとき（九号）。

消費生活用製品安全法三〇条一項は、承認検査機関の承認の取消事由として全九号を定めるが、取消事由に相当する欠格事由を含めてガス事業法三九条の一七第一項のそれに近い。

(3) 認定

火薬類取締法四五条の三の第一項は、認定完成検査・保安検査の実施者の認定の取消につき全一〇号を定める。すなわち、火薬類による災害発生（一号）、火薬類による災害発生のおそれのある事故の発生（二号）、急の措置や届出を行わなかったとき（三号）、経済産業大臣の事業停止命令を受けたとき（四号）、同大臣から製造施設の使用停止等を命ぜられたとき（五号）、完成・保安検査に係る認定基準を備えていないとき（六号）、虚偽の届出（七号）、同大臣による検査記録の提出要求に応じなかったとき（八号）、四五条の三の六第一項五号・七号（③・⑤）に該当するに至ったとき（九号）、不正取得（一〇号）。

ほぼ同旨であり取消事由に相当する欠格事由も同じものとして、高压ガス保安法三九条の一二第一項（認定完成検査・保安検査の実施者の認定。全一〇号）。

4 要件事実の消滅

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律八条一項は、認証機関（人事院・人事委員会・公平委員会等）による職員団体等の規約の認証の取消事由として、職員団体等でなくなったときなど全六号を定める。